

道州制のあり方研究会第 8 回会合の概要について

- 1 開催日時：平成 25 年 11 月 18 日（月）9:30～12:00
- 2 場 所：関西広域連合本部事務局大会議室
- 3 出席者：新川座長、山下副座長、北村委員、村上委員
[ゲスト] 林・関西学院大学教授
- 4 議 事：税財政制度を通じた論点 (資料：別添)

主な発言のポイント

税財政制度を通じた論点

(林・関西学院大学教授)

- 地方税財政改革はシステム全体を見直す必要がある。地方税財政制度は、自治体行政の「財源調達」という一側面に過ぎない。道州の役割を決めずに議論しても原則論の域を出ない。
- 現在の地方財政は、事務事業の義務づけがあり、歳入ありきで歳出を決める「量入制出」になっている。自ら歳出を決め、それに必要な収入を考えるように改めるのが地方分権。
- 地方税改革には「負担水準」「税体系」「税構造」「税務行政」という複数の段階があり、どの段階の議論をするのか明確にすべき。
- 地方は労働力人口の減少が進む一方、行政サービスは比例的に減らせないため、財政力格差は拡大していく。これを、地方交付税・地方交付金・法人二税の分割基準などで調整するのは難しい。地方消費税を中心に安定した税収を確保できる体系とし、人口にあわせて清算（配分）できるように変えていくことが必要。
- 日本では、国による地方への義務づけが存在するため財政調整が入り込まざるをえないが、地方の裁量の余地のあるものまで財政調整の対象にしているということが問題。

(各委員)

- 基礎自治体レベルで、医療・福祉などの対人サービスが重要となっていくが、どこまでやるのか。基準を超える部分は単独事業となるが、住民税の税率を上げて、受益と負担の関係が明確になるという状況を作り出せるか。
- 応益性という観点から、今よりウェイトは下がると思うが、基礎自治体も広域自治体も法人課税は持つべきだろう。
- 法人への課税を考える場合、二重課税・過小課税の排除には課税ベース・課税方式の統一化が条件。共通のルールを採用することが重要。（＝「統一性が科学的な正確性に勝る」）
- 財政調整の範囲がナショナル・ミニマムに限定されると、経済力のない道州は産業振興の財源が不足し、ますます衰退していくのではないかと懸念がある。
- 財政調整については、水平的な調整にとらわれる必要はなく、むしろ垂直的、水平的にも多段階で考えていかないと本来の意味での財政調整にならない。
- 国と地方の関係については、分離と融合という単純な枠ではなく、一つの事務において、この事業の執行と負担はこちらというような分け方が必要。その財源調達は、税によるか財政調整によるか、それともそれ以外の手法によるかなどについても議論を深めていく必要がある。

税財政制度を通じた論点

■林・関西学院大学教授（ゲスト）

- 地方税財政改革はシステム全体を見直す必要がある。地方税財政制度は、自治体行政の「財源調達」という一側面に過ぎない。自治体の役割を決めずに議論しても原則論の域を出ない。
- 現在の自治体の姿だけではなく、10年先の姿を考えながら、国と地方の機能配分と税源配分を行う必要がある。その狙いは、マクロベースで地方の歳出と税収を一致させることではなく、受益と負担を一致させること。
- 国庫補助金を削減しようという意見があるが、地方財政法上は例外の国庫負担金が一般的になっていることの方が問題。政策奨励的な国庫補助金は、地方に断る自由があるのであれば、国の余裕の範囲で出せば良い。
- 現在の地方財政は、事務事業の義務づけがあり、歳入ありきで歳出を決める「量入制出」になっている。自ら歳出を決め、それに必要な収入を考えるように改めるのが地方分権。
- 行政分野ごとに国と地方の役割分担がきれいに分かれるものではない。自治体の区域を越えて活動する民間の役割も大きくなる。
- 地方税改革には「負担水準」「税体系」「税構造」「税務行政」という複数の段階があり、どの段階の議論をするのか明確にすべき。
- 景気動向によって行政サービスの量を上下できないのであれば、安定的な税収をもたらす税源にウェイトを置く方が良い。高度経済成長期には産業基盤型のインフラ整備が大きかったが、今後の地方行政は対人サービスが主となるため、地方の税源は地方消費税・個人住民税を中心とすべき。
- 地方消費税は全国一律とし、個人住民税でメリハリをつけても良い。全ての税目で税率設定を自由にすることは現実的ではない。
- 国と地方で税源を分離すべきという意見もあるが、税源を分離している国の地方財政は規模が小さい。基幹税となり得る税源は所得・消費・資産の三つ程度しかなく、地方財政の規模が大きい場合は税源が重複せざるを得ない。
- 地方は労働力人口の減少が進む一方、行政サービスは比例的に減らせないため、財政力格差は拡大していく。これを、地方交付税・地方法人特別税・法人二税の分割基準などで調整するのは難しい。地方消費税を中心に安定した税収を確保できる体系とし、人口にあわせて清算（配分）できるように変えていくことが必要。
- 現在は、保障すべき行政水準の設定を国に丸投げしている。現在も協議の場はあるが、国と地方、地方と地方で利害対立を調整して決めていく根本的な場がない。オーストラリアの財政調整委員会が参考になるのではないかな。
- 日本では、国による地方への義務づけが存在するため財政調整が入り込まざるをえないが、地方の裁量の余地のあるものまで財政調整の対象にしているということが問題。

■山下副座長（関西学院大学教授）

- 基礎自治体レベルで、医療・福祉などの対人サービスが重要となっていくが、どこまでやるのか。基準を超える部分は単独事業となるが、住民税の税率を上げて、受益と負担の関係が明確になるという状況を作り出せるか。自治体の財政力によりサービスが違って来るが、それは当然のこととして受け入れられるか。
- 財政調整をしすぎないということか。税源の偏在を考え、ある程度それをならした上で、一定の格差は仕方がないということか。基礎自治体レベルでの調整に道州がどう関わるのか。道州が道州内（市町村）の調整も背負っていくということか。
- 地方が政策決定をする事務は地方の財源を充て、国が基準や内容を決めたことを実施するだけの事務は国が負担をするということか。単純に割り切れるかというのが問題。

■北村委員（滋賀大学理事・副学長）

- 全体に係る問題として、道州制下における検討として、①道州がどういう機能を担うかは財政と一体で考えるべき、②既存の税財政制度をどの程度踏まえていくのか、の2点がある。

- 道州の機能と権限の問題で、分権に新しい道州が貢献できるか。今後ますます対人サービスが重要になる中で、ナショナル・ミニマムの設定を従来どおり各省庁の基準とするか、各自治体に裁量を与えるのかは、道州がどういう機能を担うのかということと密接に関わる。
- 国と地方、道州間で協議する場合、公式の議論の場合が必要。財政調整について、フィンランドでは地方自治体連合が調整、ドイツでは地方代表による連邦参議院が議論しており、基盤となる組織が存在する。日本でも、国と地方が対等の立場で議論し、また地方同士が公に議論できる機関がないと分権型財政は進まない。
- 地方税体系は、安定性・十分性・応益性を軸にした体系が必要。対人サービスの応益性という観点からは、地方住民税と地方消費税。対法人サービスの応益性という観点からは、基礎自治体は固定資産税、広域自治体は事業税の外形標準課税を拡大するなど。今よりウェイトは下がると思うが、基礎自治体も広域自治体も法人課税は持つべきだろう。基礎自治体、広域自治体、国ですべてをきれいにわけではなく、共有する部分も必要。
- 財政調整の仕組みは、現在の地方交付税の問題点を明確にして考えるべき。独立した機関による配分や、スウェーデン、オーストラリアのように人口を基準に年齢構成で補正して配分するような簡素化は必要であるし、地方共有税的な考え方は不可欠。道州制の場合、道州間調整と道州内調整があり、道州が道州内調整をするなら、そのための財源を持つ必要がある。そこで、ミニマムがどこまでかが関連してくる。ドイツは垂直調整を行った上で州間調整（水平調整）を行っており、日本でも垂直調整をベースに水平調整を行うなど、多段階で考える必要がある。オーストラリアが州間財政調整でうまくいっているのは連邦税だからである。

■村上委員（大阪学院大学教授）

- 米国では州政府が独自の課税権を持ち、課税方式・税率・課税ベースが州によって異なることから、コンプライアンス・コスト（納税コスト）の増加、重複課税、過小課税、州間による租税競争（低税率による州内法人の優遇や企業立地など）の激化、企業のタックス・プランニング戦略（多州間で展開している企業全体の税負担総額の最小化）による租税回避といった問題が発生している。
- 法人への課税を考える場合、二重課税・過小課税の排除には課税ベース・課税方式の統一化が条件。どのルールが選択されるべきか（どの課税要素が選択されるべきか、これが経済学的にどうなのか）ということよりも、共通のルールを採用することが重要。（＝「統一性が科学的な正確性に勝る」）
- 地方の課税自主権を認めると、企業誘致を行うため税率を低く設定するなどの租税競争が発生し、税率を低く設定した道州は税収が減少することとなるが、そうした中で水平調整を行うことが果たして許されるのか。また、税を企業誘致の手段に用いることがどこまで許されるのか。
- 課税自主権については、個人住民税における税率設定くらいは許容されるかもしれないが、地方消費税において税率格差を許容すると米国のような事態になるのではないか。
- 財政調整の範囲がナショナル・ミニマムに限定されると、経済力のない道州は産業振興の財源が不足し、ますます衰退していくのではないかという懸念がある。

■新川座長（同志社大学大学院教授）

- 道州の機能と権限との関係で税財政体系そのものを考えていく必要があるが、その中でどのようなミニマムを考えるのかというのが悩ましい問題。
- 税の統一性の問題も含めた税財政の問題を議論する場合、公式の場合が必要。
- 財政調整については、水平的な調整にとらわれる必要はなく、むしろ垂直的、水平的にも多段階で考えていかないと本来の意味での財政調整にならない。国・道州間・道州内の基礎自治体間も同様。
- 米国において、課税競争、タックス・プランニングという問題が実態として起こっていることについてどう考えるか。また、日本ではそれが起こっていないが、その現状をどう考えるか。道州制における地方税財政制度を考えていくにあたって、白地で考えていくのか、それとも今までの良いところを悪いところを踏まえてどう変えていくのか、そのあたりの戦略とも関わってくるのではないか。
- 国と地方の関係については、分離と融合という単純な枠ではなく、一つの事務において、この事業の執行と負担はこちらというような分け方が必要かもしれない。その財源調達、税による財政調整によるか、それともそれ以外の手法によるかなどについても議論を深めていく必要がある。

道州制のあり方研究会 第8回会合

議 事 次 第

日 時:平成 25 年 11 月 18 日(月)9:30～12:00

場 所:関西広域連合本部事務局大会議室

1 開会

2 議事

(1) 税財政制度を通じた論点

＜ゲスト＞ 林 宜嗣 氏（関西学院大学教授）

(2) その他

3 閉会

【配付資料】

〔資料〕

- 1 税財政制度を通じた論点
- 2 地方財政制度の現状（イメージ）
- 3 諸外国との税制等の比較
- 4 諸外国の財政調整制度
- 5 関西の府県・政令市の財政比較
- 6 関西の府県税・市町村税の状況
- 7 関西の市町村の財政指標等
- 8 関西の地域別将来推計人口

〔ゲスト資料〕

林教授提出資料

〔委員資料〕

村上委員提出資料

〔参考資料〕

地方財政の現状、地方財政計画、地方交付税、地方税関連資料等 …省略

税財政制度を通じた論点

I 現状と課題

1. 地方財政の概要

- 地方財政の平成23年度決算は、歳入約100.1兆円、歳出97.0兆円となっている。なお、借入金残高は約200.4兆円と依然と高い水準にある。
- 国と地方における最終支出ベースにおける比率は42：58となっているが、国民が負担する租税収入の配分の比率は55：45と逆転している。両者の間には乖離があり、国から地方へ地方交付税や国庫支出金等を通じた財政資金の移転がなされている。
- 我が国の地方財政制度は、地方公共団体が標準的な行政水準を確保できるように、地方税のほかに、地方財政計画の策定と地方交付税制度、さらには地方債制度を通じて地方財源を保障する仕組みとなっている。

2. 地方交付税制度

- 地方交付税制度には、自治体が行政サービスを行う財源を保障する財源保障機能と、それを通じて自治体間の財政力格差を調整する財政調整機能がある。地方交付税交付金は、いわば国が地方に代わって徴収する地方税（地方の固有財源）であり、地方自治体にとって、地方税と並んで重要な歳入（一般財源）である。

しかし、自治体の財政需要の総額が膨らんでいるにもかかわらず、地方交付税の原資（国税5税の一定割合※）が不足しているため、近年では、国の一般会計からの加算や地方債（臨時財政対策債）の増発によって穴埋めされている。

※所得税・酒税の32%、法人税の34%、消費税の29.5%、たばこ税の25%

（諸外国との比較）

- アメリカを除く主要国においては、自治体間の財政力格差や財政需要格差を調整するため財政調整制度が設けられている。
 - 日本：国による垂直調整により自治体間の収入格差のみならず需要格差も是正
 - イギリス、フランス：国が税源の大宗を持った上で、基本的に全ての団体を対象にした（不交付団体をつくらないかたちで）国による垂直調整
 - ドイツ・スウェーデン：地方が国と同程度の財源を持った上で、国による垂直調整および自治体間の水平調整
- 諸外国では、財政調整目的で交付される一般交付金の総額は、法律により規定（ドイツ、フランス）、または行政府の政策判断により毎年の額を決定（イギリス、スウェーデン）している。
 - 我が国では、法律に規定（国税5税の一定割合）されている一方で、地方財政計

画上の財源不足額を基礎として加算額が決定されてきており、法律と政策判断の両方により決定している。

- ・ 財政調整の手法は、一人当たりの税収等の財政力(歳入面)を考慮する手法(ドイツ、フランス、カナダ)と、行政コスト(需要面)を考慮する手法(イギリス、スウェーデン、日本)に大別できる。

なお、イギリスやスウェーデンでは、自治体間の相対的なコスト差を基準に交付金額を算定しており、日本のように、社会経済情勢の変化に伴い必要となる「標準的な行政水準」が変化すれば各自治体の基準財政需要を増加する仕組みではない。

3. 地方税制度

(地方税の構成等)

- ・ 我が国の地方税の構成は、道府県で所得課税61.1%、消費課税36.5%、資産課税等2.4%、市町村で所得課税42.7%、消費課税5.4%、資産課税等51.9%となっている。(平成23年度決算額)

諸外国の地方税は、資産課税を中心としているイギリス、フランス、アメリカ、カナダと、個人所得課税を中心としているスウェーデン、ドイツとに大きく二分されている。なお、連邦制国家の州税(ドイツ、アメリカ、カナダ)は、個人所得課税に加え消費課税の比重も大きくなっている。

- ・ 我が国の租税制度では、国税と地方税で課税ベースがかなり重複しているのが特徴となっている。諸外国では、中央政府と地方政府での課税ベースの棲み分けが進んでいるが、我が国では課税ベースが重複しているにもかかわらず、ドイツやカナダのような一体徴収は殆どなされていない。

＊ 我が国では、消費税と地方消費税は国が、個人住民税は市町村が道府県税分を一体徴収している。

- ・ 我が国における地方税の一人当たりの税収額の格差は、最大の東京都と最小の沖縄県との間で2.5倍となっており、税目別では個人住民税で2.9倍、地方法人二税で5.3倍、地方消費税(清算後)で1.8倍、固定資産税で2.3倍の格差がある。(平成23年度決算額)

(税率の設定等)

- ・ 我が国では、国が地方税率について制限税率と標準税率を設定しているが、地方債発行を巡る枠組みや地方交付税制度における基準財政収入額が標準税率をベースに算出されるため、標準税率が事実上の下限として機能している。

こうした仕組みは、過度な地方債の発行を通じて将来の住民や他の地域の住民に税負担を転嫁することを避けるためとされている。また、自治体間の税率引き下げによる租税競争が激化すれば公共サービスの過小化をまねきかねないとの指摘もある。

なお、諸外国では、上位政府が法令等で地方税率の下限を設定している国は少なくないが、我が国のように政府による起債制限と財政調整の仕組みにより地方税率に下方硬直性が生じやすくなっている例は、他の主要国には見

当たらない。

- 連邦制国家であるアメリカ、カナダの州は、単一制国家の地方自治体に比べ、広範な課税権が付与されており、州税は州自らが州法により定めている。但し、輸出入税や間接税の禁止など一部に憲法の制限がある。

また、ドイツの州税は連邦法で規定されているが、州税に関する連邦法の制定には州の代表からなる連邦参議院の同意が必要とされている。

- 税率設定権は、ドイツの州を除く全ての国で、主要税目について認められているが、税率は自治体毎に異なる。

特にイギリス、スウェーデンの全ての自治体と、アメリカ、カナダの地方政府の多くは、一般会計の収支を地方税率の調整によって均衡させることが義務付けられており、自治体の歳出水準に応じ、税率は毎年変更される。

ただし、イギリスは国が自治体に対し税率制限を行う権限を有しており、制限を受けた自治体は歳出削減して収支を均衡させる必要がある。また、アメリカやカナダの地方政府も一部の州で州法による税率制限が課されている。

4. 地方債制度

- 地方債の元利償還金は、国において各年度の地方財政計画に計上され、地方交付税制度を通じて償還財源が保障される仕組みとなっている。

- 地方債の発行は、地方分権一括法の施行に伴い平成18年度に「許可制」から「事前協議制」へ移行し、公的資金の借入れや元利償還金の地方財政計画への算入は同意が得られた地方債についてのみ認められている。

なお、国は、毎年度、協議における同意基準及び地方債計画を作成し公表している。

- 国による関与の特例として、赤字団体、実質公債比率の高い団体、標準税率未滿の団体などは許可を受けなければならないことになっている。

なお、地方公共団体の財政状況を統一的な指標で明らかにし、財政の健全化や再生が必要な場合に迅速な対応を取るために「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が平成21年に施行された。

- 地方財政における借入金残高は、平成25年度末で201兆円と見込まれている。その内訳は、交付税特別会計借入金残高（地方負担分）33兆円、公営企業債残高（普通会計負担分）22兆円、地方債残高145兆円（うち臨時財政対策債45兆円）となっている。減税による減収の補填、景気対策等のための地方債の増発等により、平成3年度から2.9倍、131兆円の増となっている。

- 諸外国では、フランスは事前許可制度、イギリスは中央政府による起債許可制度、連邦制国家であるドイツ、アメリカ、カナダは州政府が市町村等の地方債発行を許可の対象としている。

しかし、これらの国における中央政府や州政府による起債許可の条件には、市町村等が地方税率を一定水準以上に維持することは含まれておらず、我が国のように標準税率制度が地方債制度と連動したかたちにはなっていない。

Ⅱ 論点

(役割分担・税体系)

- ・ 国、道州、基礎自治体における税財政制度の検討にあっては、財源と権限はセットで考えるべきであり、それぞれの役割と権限に見合った財源を確保できるよう、まずは役割分担を明確にした上で、受益と負担の関係にも着目し、税源配分すべきではないか。
- ・ ナショナルミニマムの確保など国が最終的に責任をもつべき制度については、その財源保障は税源移譲ではなく、国からの負担金・交付金によるべきか。

また、財政の所得再分配機能や景気対策の役割をどこが担うかによって、国・道州・基礎自治体への税目の割り振りが変わりうるのではないか。

- ・ 住民に身近な行政サービスを提供する基礎的自治体や広域行政を担う道州が財政的に自立し必要な財源を確保するために、消費税を地方の基幹税にするなど、偏在性が小さく安定性を備えた税体系の構築が必要ではないか。
- ・ 我が国では、国税・地方税で課税ベースがかなり重複していることから、その再構築の検討とあわせて、地方歳入庁の創設や国税・地方税の一体徴収、特別徴収の推進など国・地方を通じた徴税組織・徴収方法を検討することで、納税者利便の向上とともに、徴税コストの効率化を図るべきではないか。

[参考] 税務職員数(H23年度)：国税庁 56,293、都道府県 18,170、市町村 53,734

- ・ 国・地方を通じて税収が不足するなかで、単純に道州に税源を移譲するだけで必要な財源が確保できるか。道州・基礎自治体が自立した自治体となるためには、国、道州、基礎自治体の望ましい税体系(基幹税目)はどのようなものが考えられるか。

(課税自主権)

- ・ 道州、基礎自治体において自主性、自立性を発揮するため、税率設定など課税自主権をどこまで認めるのか。課税自主権を拡大した場合、税制の仕組みが混乱し、国と地方、道州や基礎自治体の間で、租税競争や二重課税の調整など課税権を巡る争いが生じる恐れはないか。また、課税自主権の尊重と公平な財政調整の仕組みのあり方についてどう考えるか。

なお、租税法定主義のもとにおいて、地方分権や地方自治の観点から地方の課税自主権の拡大を制度的に保障するためには、関係法令の抜本的な見直しが必要ではないかとの意見がある。(参考②「神奈川県税務局と特別企業税に係る訴訟判決」参照)

(財政調整)

- ・ 都市部に税源が偏在している現状を踏まえ、道州間および道州内の財政調整制度はどのようなものにすべきか。

我が国のように一人当たりの税収に大きな地域間格差がある場合は、道州

間の水平的な財政調整制度は、道州間での争いが生じるおそれがあるが、上手く機能するか。

また、道州内の基礎自治体に対する財政調整は、道州による垂直調整または大都市を中心とする水平調整で上手く機能するか。もしくは、国による全国的な財政調整が必要か。

(国債、地方債等)

- 道州、基礎自治体における地方債発行の仕組みはどのようにすべきか。また、現在のような事実上の国の保障がなくても、市場からの安定的な資金調達は果たして可能か。

- 国から道州に、都道府県から市町村に、その事務・権限のほとんど移譲した場合に、1,000兆円(うち国債残高 約830兆円)を超える国の債務や都道府県の地方債償還の取扱いはどうするのか。

道州が国の資産を買い取り、その債務を償還するとの意見があるが果たして可能か。その場合は、都道府県と市町村においても同様とするのか。

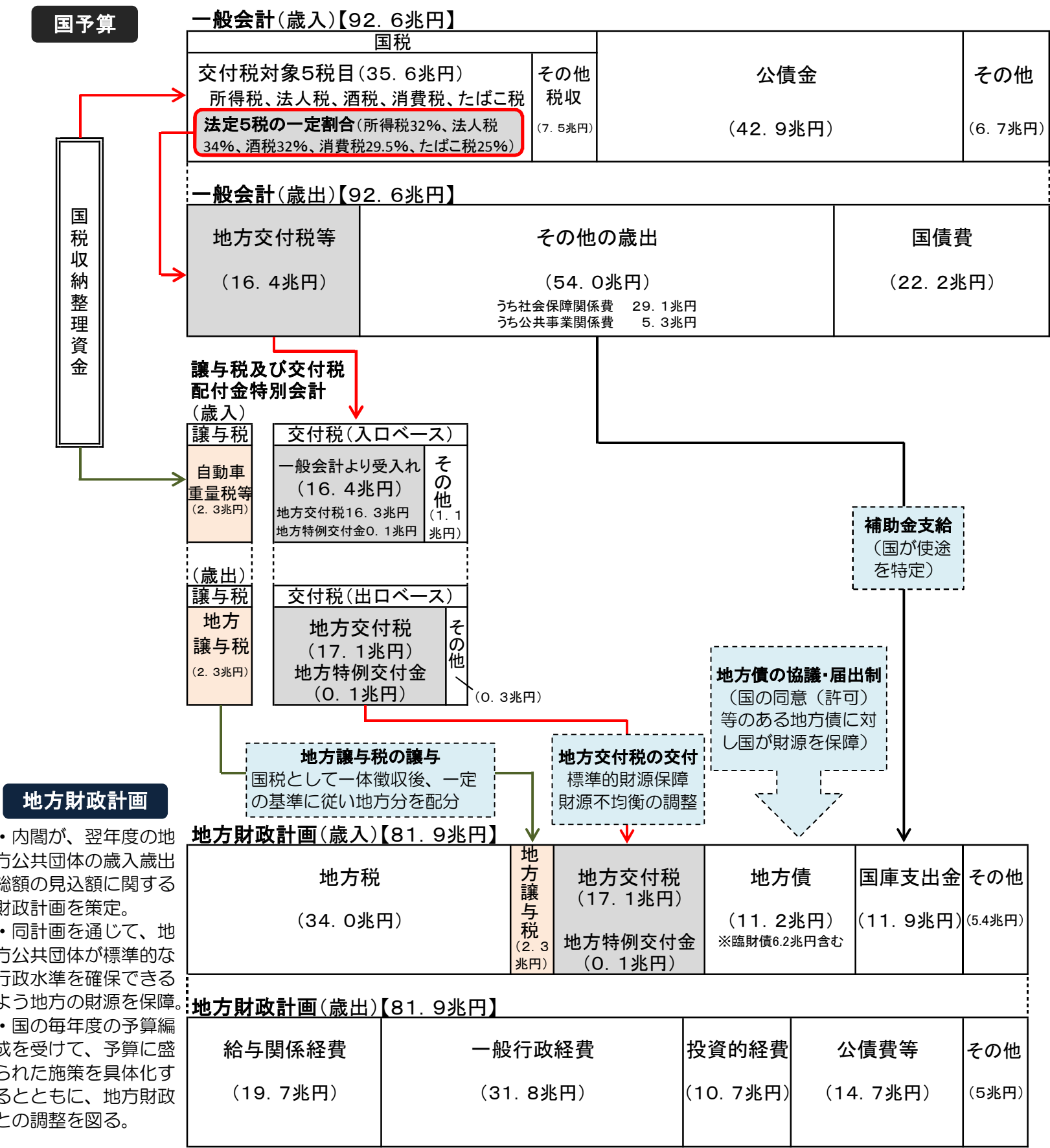
逆に、債権者保護の観点から国が引き続き償還事務を行う場合には、国に安定的な償還財源を残す必要があると思われ、道州への財源移譲が進まないのではないか。

- 国から事務・権限の大幅な移譲に応じて、それに係る特別会計のあり方について見直しが必要ではないか。

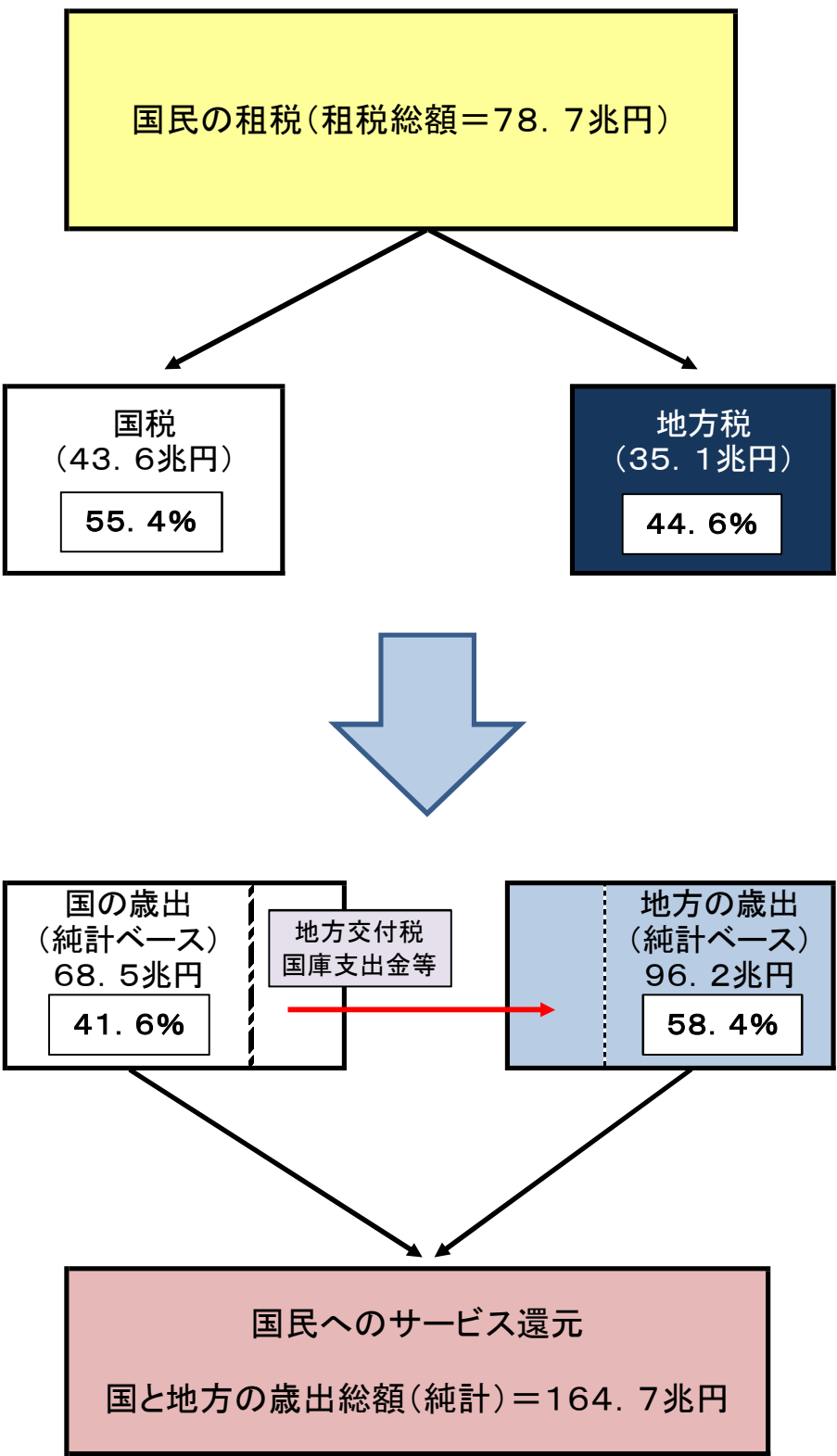
地方財政制度の現状

地方財政全体は、地方財政計画において総額として確保される。個別の自治体は、地方税のほかに、地方交付税、地方債を通じて地方財源が保障されている。

1. 国の予算と地方財政計画との関係 (平成25年度当初)



2. 国・地方間の財源配分について (平成23年度)



諸外国との税制等の比較

国名		アメリカ		カナダ		ドイツ		フランス		イギリス		スウェーデン		日本		
		連邦制国家		連邦制国家		連邦制国家		単一制国家		単一制国家		単一制国家		単一制国家		
財源配分		国税	5 0 . 8 %	国税	4 4 . 7 %	国税	5 2 . 3 %	国税	8 2 . 5 %	国税	9 3 . 7 %	国税	5 2 . 8 %	国税	5 5 . 0 %	
		州税	2 7 . 5 %	州税	4 3 . 2 %	州税	3 4 . 7 %	地方税	1 7 . 5 %※	地方税	6 . 3 %	地方税	4 7 . 2 %	地方税	4 5 . 0 %	
		地方税	2 1 . 6 %	地方税	1 2 . 0 %	地方税	1 3 . 0 %	※州税含む								
地方自治体歳入の内に占める税収の割合		州	4 3 %	州	6 5 %	州	5 8 %	3 9 %		1 2 %		7 2 %		3 5 %		
		地方政府	3 3 %	地方政府	4 2 %	市町村	3 2 %									
課税自主権	独自税目創設権	州	・州税は州法で規定され広範な課税権をもつ（一部憲法による規制あり）	州	・州税は州法で規定され広範な課税権をもつ（一部憲法による規制あり）	州	・州税は連邦法で規定（州税に関する連邦法の規定には州代表からなる連邦参議院の同意が必要）	・地方税は法律で規定		・地方税は法律で規定		・地方税は法律で規定 ・法定外税導入が認められているが導入なし		・地方税は法律で規定 ・法定外税導入が認められているが導入割合は低い		
		地方政府	・州法により規定	地方政府	・州法により規定	地方政府	・州法により規定 ・法定外税導入が認められているが導入割合は低い									
	税率設定権	州	○	・法定標準税率なし ・国による税率制限なし	○	・法定標準税率なし ・国による税率制限なし	×	○（一部不可）	・法定標準税率なし（一部有） ・一部国が税率制限権を持つ ・住民課税による収入が大きいほど交付金も増加	○	・法定標準税率なし ・国が税率制限権を持つ（行使機会はほぼなし） ・標準税率※に満たない税率による課税で生ずる税収減は交付金補填対象とならない※国が地方と協議のうえ毎期決定（非法定）	○	・法定標準税率なし ・国による税率制限は原則なし（時限立法等で一時的に増税制限あり）	○（一部不可）	・法定標準税率あり（諸外国に比較して地域間の税率格差が少ない） ・一部制限税率規定あり ・法定標準税率に満たない税率による課税で生ずる税収減は交付金補填対象とならない	
			市町村													○（一部不可）
		地方政府	○（一部不可）	・州により税率制限の規定あり	○（一部不可）	・州により税率制限の規定あり	○（一部不可）	・法定標準税率なし ・国による税率制限なし								
主な税目		（課税ベースの棲み分けが進んでいる） 【国税】個人所得税、法人所得税、酒税、たばこ税、遺産税・贈与税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、個別間接税 【地方税】小売売上税、財産税		（課税ベースの重複多） 【国税】個人所得税、法人所得税、財貨・サービス税 【州税】個人所得税、法人所得税、小売売上税、共通売上税、財産税 【地方税】財産税		（課税ベースの重複多） 【国税】所得税、法人税、付加価値税 【州税】所得税、法人税、付加価値税、不動産取得税、相続・譲与税 【市町村税】所得税、付加価値税、営業収益税、不動産税（固定資産税）		（課税ベースの棲み分けが進んでいる） 【国税】所得税、法人税、付加価値税、相続・贈与税 【地方税】自動車税、自動車登録税、既・未建築不動産取得税、地域経済貢献税、住居税		（課税ベースの重複なし） 【国税】所得税、法人所得税、酒税、たばこ税、相続税 【地方税】カウンシル・タックス（不動産課税）		（課税ベースの棲み分けが進んでいる） 【国税】個人所得課税（資本所得、高所得者勤労所得）、法人所得課税、一般消費税・特定消費税、財産課税 【地方税】個人所得税（一般勤労所得）		（課税ベースの重複多） 【国税】所得税、法人税、消費税、揮発油税、自動車重量税、酒税、たばこ税、相続税 【地方税】個人住民税、個人事業税、法人住民税、法人事業税、地方消費税、たばこ税、自動車税、軽油引取税、固定資産税		
歳入庁等の有無（国等による一括徴収の有無）		・国税・社会保険料について内国歳入庁が徴収		・連邦税、社会保険料、州税について一部の州においては、協定のもとカナダ歳入庁が一体徴収		・社会保険料について疾病金庫（政府から独立した法人）が徴収 ・所得税、法人税、付加価値税について「共同税」として州が徴収		・主要な地方税について国が徴収		・国税・社会保険料について歳入・関税庁が徴収		・国税・地方税・社会保険料について国税庁が徴収		・一体徴収はほとんど行われていない（消費税、個人住民税のみ一体徴収）		
地方で徴収して国等へ納入する税目						・共同税（上記参照） ・営業収益税の一部を国、州へ納入（代わりに所得税を市町村へ分配）								・地方法人特別税（国税）について都道府県が徴収（後に国が地方へ再配分）		
起債に係る関与等		・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり		・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・地方政府債の発行には州による規制あり		・州債の発行には連邦の特別な関与なし ・市町村債の発行には州による規制あり		・国による特別な関与なし		・国による規制あり（2003 年以降許可制度は緩和）		・国による特別な関与なし		・国等による規制あり（都道府県債における国の許可・協議・届出） （市町村債における都道府県の許可、協議・届出） ・許可、同意等を受けたものについては、元利償還金が地方財政計画へ算入 ・地方税率が標準税率に満たない自治体による起債は国の許可が必要		

＜参考＞財務省財務総合政策研究所「地方財政システムの国際比較について」（平成 14 年 6 月）、「主要諸外国における国と地方の財政役割の状況」（平成 18 年 12 月）
日本総研「国税・地方税・社会保険料徴収機関分立の問題と改革試案」（平成 18 年 6 月）、総務省 HP「地方税収等の現況」

諸外国の財政調整制度

			日本	英国	フランス	ドイツ	スウェーデン	
税収の中央:地方比 (実額:中央/地方)			57:43 55兆円／41兆円	94:6 3,205億ポンド／202億ポンド	82:18 3,744億ユーロ／796億ユーロ	51:49 2,324億ユーロ／2,234億ユーロ	55:45 5,090億クローナ／4,198億クローナ	
一人当たり税収 (最大／最小)			3. 2倍	1. 5倍	1. 8倍	2. 2倍 [5. 4倍]	1. 4倍	
財政調整制度	垂直調整制度	調整額	17.0兆円	349億ポンド	371億ユーロ	26億ユーロ	552億クローナ	
		対中央政府支出比	21.0%	7.0%	9.2%	0.8%	6.4%	
		中央政府支出	80.8兆円	5,006億ポンド	4,044億ユーロ	3,247億ユーロ	8,671億クローナ	
		総額決定方法	ルール	国税5税の一定割合	－	物価上昇率 ＋実質GDP伸率×50%	配分額の積上げ	－
		その他	地財計画上の財源不足額を基礎として加算額を決定。	国の策定する公共支出計画において、中央政府の財政政策上の要請を踏まえつつ決定。	－	－	国の予算編成のシーリングの中で、中央政府の財政上の観点を勘案しつつ決定。	
		配分方法	[財政力・需要調整] 各自治体ごとに基準財政需要額と基準財政収入額を計算し、その差額を配分。	[財政力・需要調整] 各自治体ごとに相対需要額と相対財源額等を計算し、その差額等を配分。	[財政力調整] ①人口、②一人当たり財政力、③財政努力、等の指標により配分。	[財政力調整] 一人当たり財政力が全国平均比99.5%に満たない州へ、99.5%を下回る部分の77.5%の交付金を交付。	[財政力調整] 一人当たり課税所得が全国平均比115%(県110%)を下回る団体へ国が交付金を交付。	
		調整額	－	－	－	182億ユーロ	115億クローナ	
	対地方政府支出比	－	－	－	4.0%	1.7%		
	地方政府支出	72.9兆円	1,603億ポンド	1,875億ユーロ	4,500億ユーロ	6,617億クローナ		
	水平調整制度	配分方法	－	－	－	[財政力調整] ①付加価値税の州取得分の25%を上限に、一人当たり州税収が全国平均未満の団体に優先配分。 ②一人当たり財政力が全国平均を超過する州の拠出金により、一人当たり財政力が全国平均を下回る州へ交付金を交付。	[財政力調整] 一人当たり課税所得が全国平均比115%(県110%)を上回る団体が国へ負担金を拠出。 [需要調整] 平均的行政コストを上回る団体が、平均的行政コストを下回る団体の負担により交付金を受領。	
		GDP(2005) (円換算値)	501兆円	1兆2,245億ポンド (245兆円)	1兆7,100億ユーロ (234兆円)	2兆2,410億ユーロ (307兆円)	2兆6,705億クローナ (39兆円)	

(注1)税収の中央:地方比は、日本以外はOECD Revenue Statistics(2004年の計数)から作成(ドイツの州税は便宜上地方税として整理。なお、国税として整理した場合の比率は88:12)。日本は2007年度予算ベース。

(注2)各国の一人当たり税収(最大／最小)の値の算定方法は以下の通り(〈 〉内は比較対象となる団体)。

日本:2005年度決算(超過課税分除く)による比較<都道府県>、英国:2006年度歳入援助交付金算定時に用いられた課税ベースによる比較<カウンティ及びロンドン市>、

フランス:2006年度予算の不動産税及び職業税の課税ベースによる比較<レジオン(職業税のデータのないコルシカを除く)>、ドイツ:2005年の付加価値税配分前の税収による比較<旧西独州。[]内は旧東独州を含む全州>、

スウェーデン:2006年度の平衡交付金算定時に用いられた課税ベースによる比較<カウンティ>。

(注3)各国の財政調整額は2005年度の計数。対象とした財政調整制度等は以下による。

日本(2005年度決算):地方交付税、英国(財務省資料):歳入援助交付金、フランス(内務省資料):経常費総合交付金、

ドイツ(財務省資料):垂直調整額は連邦補充交付金(特別需要交付金との合計は146億ユーロ[中央政府支出比4.5%])、水平調整額は付加価値税の州間配分額(補足的配分部分)に州間調整交付金額を加えた額、

スウェーデン(地方政府連合会資料):垂直調整額は平衡交付金、水平調整額は歳入平衡負担金と費用平衡負担金の合計。

(注4)中央政府支出及び地方政府支出はNational Account vol4 2006による一般政府内移転支出を含む2005年の計数(日本は内閣府「平成17年度国民経済計算確報」による2005年度の計数)。

(注5)日本の中央政府支出は道路関係四公団の民営化に伴う資産・負債承継の影響を除外した値。

(注6)GDPの円換算値は2005年の対円レート(ポンド:200.17円、ユーロ:136.9円、クローナ:14.753円)による。

<参考> 財務省 財政制度等審議会 海外調査報告書(平成19年6月)

府県・政令市の財政比較(普通会計決算(平成23年度))

<府県>

(単位:千円・%)

	滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県		
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	
府県	歳入総額	497,019,184	100.0%	913,365,113	100.0%	2,847,193,057	100.0%	2,160,373,009	100.0%	497,685,944	100.0%	557,361,226	100.0%	358,483,500	100.0%	485,540,011	100.0%
	地方税	149,076,058	30.0%	263,236,273	28.8%	970,208,279	34.1%	565,021,137	26.2%	116,885,732	23.5%	84,992,613	15.2%	50,482,621	14.1%	73,344,164	15.1%
	地方交付税	113,164,954	22.8%	173,002,387	18.9%	297,271,924	10.4%	320,660,175	14.8%	150,061,520	30.2%	166,743,250	29.9%	134,967,505	37.6%	150,627,539	31.0%
	国庫支出金	59,248,056	11.9%	94,696,173	10.4%	248,636,138	8.7%	209,368,003	9.7%	69,517,758	14.0%	79,205,328	14.2%	57,201,133	16.0%	63,281,701	13.0%
	地方債	75,951,236	15.3%	146,635,200	16.1%	388,175,895	13.6%	338,467,423	15.7%	70,321,500	14.1%	83,663,567	15.0%	53,978,106	15.1%	61,429,000	12.7%
	その他	99,578,880	20.0%	235,795,080	25.8%	942,900,821	33.1%	726,856,271	33.6%	90,899,434	18.3%	142,756,468	25.6%	61,854,135	17.3%	136,857,607	28.2%
	歳出総額	492,200,848	100.0%	906,717,766	100.0%	2,820,265,795	100.0%	2,150,448,460	100.0%	489,237,820	100.0%	545,821,368	100.0%	337,485,541	100.0%	462,398,074	100.0%
	義務的経費	257,091,987	52.2%	399,354,032	44.0%	1,213,761,682	43.0%	899,638,630	41.8%	251,016,812	51.3%	236,932,302	43.4%	154,095,777	45.7%	220,065,905	47.6%
	人件費	169,237,399	34.4%	283,991,845	31.3%	823,701,194	29.2%	565,938,962	26.3%	159,172,754	32.5%	148,648,570	27.2%	90,398,395	26.8%	117,512,466	25.4%
	扶助費	9,188,583	1.9%	13,777,235	1.5%	45,120,309	1.6%	29,585,627	1.4%	14,554,832	3.0%	11,167,957	2.0%	6,544,367	1.9%	13,080,748	2.8%
市	公債費	78,666,005	16.0%	101,584,952	11.2%	344,940,179	12.2%	304,114,041	14.1%	77,289,226	15.8%	77,115,775	14.1%	57,153,015	16.9%	89,472,691	19.3%
	投資的経費	60,477,307	12.3%	99,045,508	10.9%	177,487,942	6.3%	249,938,093	11.6%	67,988,177	13.9%	110,347,029	20.2%	69,708,312	20.7%	67,908,861	14.7%
	うち普通建設事業費	60,299,125	12.3%	98,033,464	10.8%	177,309,134	6.3%	234,877,565	10.9%	64,868,748	13.3%	100,861,432	18.5%	67,023,589	19.9%	65,609,698	14.2%
	その他の経費	174,631,554	35.5%	408,318,226	45.0%	1,429,016,171	50.7%	1,000,871,737	46.5%	170,232,831	34.8%	198,542,037	36.4%	113,681,452	33.7%	174,423,308	37.7%
	実質収支	1,272,551		499,612		12,412,781		731,088		2,441,274		4,271,193		14,905,809		6,764,803	
	標準財政規模	311,638,239		510,357,074		1,516,143,929		1,038,680,739		307,324,839		287,189,946		215,782,793		258,999,069	
	地方債現在高	1,015,109,391		1,678,143,545		5,409,778,131		4,183,237,817		1,082,496,010		909,317,487		662,608,996		942,342,484	
	住民一人当たり 地方債現在高	728		660		623		751		773		893		1,126		1,198	
	財政調整基金	9,849,502		20,909		139,155,697		329,306		18,038,457		4,046,824		3,978,536		13,035,160	
	減債基金	8,590,848		-		26,135,365		-		33,296,394		17,598,996		26,361,901		2,137,869	
参考	その他特定目的基金	49,984,547		57,880,287		162,304,543		99,331,038		87,529,437		48,455,418		56,467,027		58,301,984	
	財政力指数	0.54		0.57		0.72		0.59		0.40		0.31		0.26		0.29	
	経常収支比率	93.8		95.4		97.0		99.3		91.7		92.6		88.8		94.2	
	実質公債費比率	16.1		14.2		18.4		19.5		11.6		12.4		12.6		21.4	
	将来負担比率	229.4		255.6		254.7		351.7		208.3		189.3		123.3		228.5	
	人口(人) (H24.3.31現在)	1,394,472		2,542,740		8,679,933		5,572,405		1,401,243		1,018,668		588,715		786,640	
	面積(km ²)	3,766.90		4,613.21		1,899.28		8,396.16		3,691.09		4,726.29		3,507.28		4,146.74	
	一般職員	4,217		6,116		12,719		10,054		4,093		4,811		3,905		4,246	
	警察官	2,238		6,502		21,308		11,474		2,407		2,140		1,217		1,532	
	教育公務員	10,753		15,851		48,532		34,309		8,981		8,233		5,351		6,780	
県民 経済	計	17,208		28,469		82,559		55,837		15,481		15,184		10,473		12,558	
	県内総生産(名目)(百万円)	6,013,854		9,372,569		36,384,314		18,346,170		3,551,806		3,503,380		1,836,172		2,819,974	
	1人当たり県民所得(千円)	3,269		2,726		2,821		2,687		2,486		2,548		2,260		2,758	

資料5

<政令市>

		京都市		大阪市		堺市		神戸市	
		構成比		構成比		構成比		構成比	
	歳入総額	765,828,272	100.0%	1,651,156,490	100.0%	354,988,375	100.0%	748,719,154	100.0%
	地方税	248,619,923	32.5%	636,066,246	38.5%	132,616,382	37.4%	269,848,203	36.0%
	地方交付税	63,993,452	8.4%	54,194,825	3.3%	21,875,162	6.2%	73,743,222	9.8%
	国庫支出金	117,648,022	15.4%	344,383,677	20.9%	77,007,628	21.7%	124,295,726	16.6%
	都道府県支出金	28,441,205	3.7%	50,902,877	3.1%	15,877,485	4.5%	27,472,799	3.7%
	地方債	90,941,787	11.9%	164,084,100	9.9%	58,502,820	16.5%	70,108,000	9.4%
	その他	216,183,883	28.2%	401,524,765	24.3%	49,108,898	13.8%	183,251,204	24.5%
	歳出総額	759,489,311	100.0%	1,649,897,364	100.0%	351,950,473	100.0%	742,317,803	100.0%
	義務的経費	383,302,381	50.5%	975,500,020	59.1%	188,439,475	53.5%	430,120,367	57.9%
	人件費	117,988,094	15.5%	241,496,660	14.6%	52,450,988	14.9%	125,222,303	16.9%
	扶助費	180,688,105	23.8%	496,849,933	30.1%	104,750,222	29.8%	174,069,197	23.4%
	公債費	84,626,182	11.1%	237,153,427	14.4%	31,238,265	8.9%	130,828,867	17.6%
	投資的経費	64,763,818	8.5%	90,088,021	5.5%	44,499,642	12.6%	77,810,042	10.5%
	うち普通建設事業費	64,392,397	8.5%	90,088,021	5.5%	44,499,642	12.6%	77,810,042	10.5%
	その他の経費	311,423,112	41.0%	584,309,323	35.4%	119,011,356	33.8%	234,387,394	31.6%
	実質収支	1,448,165		452,595		992,048		2,206,602	
	標準財政規模	349,448,352		751,596,404		183,401,846		383,451,953	
	地方債現在高	1,220,125,279		2,745,021,486		330,349,598		1,145,033,858	
	住民一人当たり 地方債現在高	883		1,079		394		757	
	財政調整基金	377,591		-		1,796,800		421,381	
	減価基金	2,653,800		54,918,346		2,057,249		24,371,288	
	その他特定目的基金	36,304,282		96,491,664		34,237,446		24,534,325	
	財政力指数	0.75		0.91		0.83		0.73	
	経常収支比率	98.8		99.5		95.5		96.1	
	実質公債費比率	13.7		10.0		4.9		12.1	
	将来負担比率	237.2		199.9		52.8		152.6	
	人口(人) (H24.3.31現在)	1,382,113		2,543,137		838,675		1,512,109	
	面積(km ²)	827.90		223.00		149.99		552.26	
	一般職員	10,365		21,949		4,598		10,632	
	うち消防職員	1,826		3,385		908		1,453	
参考	教育公務員	733		1,957		311		955	
	計	11,098		23,906		4,909		11,587	

市町村(政令市除く)主要財政指標の府県別平均(※単純平均)

府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率
滋賀県	13市	0.76	86.9	12.5	95.8
	6町	0.64	85.0	12.0	60.0
京都府	14市	0.61	91.7	10.6	97.1
	11町村	0.50	92.5	12.8	110.0
大阪府	31市	0.76	96.0	8.3	98.8
	10町村	0.65	91.4	13.5	71.5
兵庫県	28市	0.65	90.5	13.6	118.8
	12町	0.53	89.2	13.9	120.0
奈良県	12市	0.58	93.8	13.7	147.8
	27町村	0.33	90.6	13.4	84.1
和歌山県	9市	0.54	91.5	12.4	91.3
	21町村	0.29	88.1	11.5	91.1
鳥取県	4市	0.53	90.0	17.9	133.9
	15町村	0.29	86.2	15.6	74.9
徳島県	8市	0.52	88.5	12.2	77.9
	16町村	0.36	82.1	9.3	27.4

(注)

実質収支：単年度の収入と支出の差額から、翌年度に繰り越すことが決まっている財源を差し引いたもの

標準財政規模：標準的な行政活動を行うために必要な一般財源の規模

財政力指数：地方交付税の算定に用いる基準財政需要額(基本的な財政需要)に対する基準財政収入額(基本的な収入)の割合の過去3年間の平均値

経常収支比率：人件費や施設維持費などの経常的な経費に、府税、普通交付税などの経常的な収入がどの程度充当されたかを示したものの

実質公債費比率：地方公共団体の借入金(地方債)の返済額(公債費)の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

将来負担比率：地方公共団体の借入金(地方債)など現在抱えている負債の大きさを、その地方公共団体の財政規模に対する割合で表したもの

県内総生産：国内総生産(GDP)の都道府県版で、企業や個人が年度内に新たに生み出したモノやサービスの価値を金額で表したもの

県民所得：県民所得は、県民雇用者報酬、財産所得、企業所得を合計したもの

府県税の状況(普通会計決算(平成23年度))

(単位:千円・%)

		滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県	
			構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比		構成比
府県税(歳入)	普通税	148,998,649	99.9	263,141,004	100.0	970,134,627	100.0	564,957,322	100.0	116,741,538	99.9	84,953,440	100.0	50,462,360	100.0	73,317,625	100.0
	法定普通税	148,998,649	99.9	263,141,004	100.0	970,134,627	100.0	564,957,322	100.0	116,741,538	99.9	84,953,440	100.0	50,462,360	100.0	73,317,625	100.0
	道府県民税	57,315,313	38.4	104,779,110	39.8	383,372,647	39.5	234,782,868	41.6	53,672,787	45.9	32,340,759	38.1	16,960,093	33.6	26,746,049	36.5
	個人均等割	1,193,650	0.8	1,126,596	0.4	3,800,974	0.4	4,514,940	0.8	891,953	0.8	647,389	0.8	412,737	0.8	342,222	0.5
	所得割	45,125,880	30.3	84,000,634	31.9	286,873,011	29.6	193,095,733	34.2	45,687,459	39.1	25,564,475	30.1	13,715,343	27.2	19,799,501	27.0
	法人均等割	1,612,394	1.1	2,780,460	1.1	15,604,600	1.6	4,768,347	0.8	1,136,068	1.0	1,089,186	1.3	773,377	1.5	887,824	1.2
	法人税割	7,515,953	5.0	11,929,653	4.5	59,049,470	6.1	21,818,431	3.9	2,886,770	2.5	3,332,630	3.9	1,456,928	2.9	3,117,374	4.3
	利子割	1,102,381	0.7	3,022,367	1.1	10,777,415	1.1	5,251,162	0.9	1,562,761	1.3	1,019,058	1.2	398,374	0.8	790,420	1.1
	配当割	620,486	0.4	1,559,598	0.6	5,941,644	0.6	4,329,251	0.8	1,217,127	1.0	569,743	0.7	167,918	0.3	621,066	0.8
	株式等譲渡所得割	144,569	0.1	359,802	0.1	1,325,533	0.1	1,005,004	0.2	290,649	0.2	118,278	0.1	35,416	0.1	1,187,642	1.6
	事業税	27,838,651	18.7	47,947,825	18.2	208,403,002	21.5	88,750,194	15.7	11,892,723	10.2	12,488,416	14.7	6,671,527	13.2	11,417,211	15.6
	個人分	1,226,983	0.8	3,443,859	1.3	14,342,744	1.5	6,401,684	1.1	1,180,568	1.0	910,624	1.1	365,552	0.7	452,386	0.6
	法人分	26,611,668	17.9	44,503,966	16.9	194,060,258	20.0	82,348,510	14.6	10,712,155	9.2	11,577,792	13.6	6,305,975	12.5	10,964,825	14.9
	地方消費税	23,507,423	15.8	53,649,066	20.4	188,297,479	19.4	103,028,291	18.2	21,396,194	18.3	17,084,156	20.1	11,350,602	22.5	13,851,236	18.9
	不動産取得税	3,312,074	2.2	7,711,697	2.9	29,572,464	3.0	15,062,193	2.7	2,586,291	2.2	1,943,916	2.3	1,068,487	2.1	1,614,251	2.2
	道府県たばこ税	3,007,160	2.0	5,470,868	2.1	23,679,470	2.4	11,300,375	2.0	2,467,457	2.1	2,272,641	2.7	1,254,131	2.5	1,713,967	2.3
	ゴルフ場利用税	1,255,434	0.8	922,478	0.4	1,609,919	0.2	4,519,235	0.8	954,591	0.8	445,368	0.5	131,726	0.3	305,951	0.4
	自動車取得税	2,018,817	1.4	3,088,469	1.2	9,691,107	1.0	6,813,549	1.2	1,598,611	1.4	1,256,694	1.5	761,764	1.5	908,433	1.2
	軽油引取税	12,087,489	8.1	12,973,901	4.9	44,018,107	4.5	37,373,559	6.6	5,755,970	4.9	5,354,527	6.3	5,012,423	9.9	6,137,673	8.4
	自動車税	18,647,685	12.5	26,596,316	10.1	81,490,304	8.4	63,322,352	11.2	16,416,019	14.0	11,766,711	13.8	7,250,855	14.4	10,621,306	14.5
	鉦区税	8,603	0.0	1,274	0.0	128	0.0	4,706	0.0	895	0.0	252	0.0	752	0.0	1,548	0.0
	固定資産税特例	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	法定外普通税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	目的税	61,270	0.0	92,900	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	127,994	0.1	39,173	0.0	20,057	0.0	26,464	0.0
	法定目的税	22,586	0.0	32,095	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	19,450	0.0	39,173	0.0	14,710	0.0	26,464	0.0
	狩猟税	22,586	0.0	32,095	0.0	10,810	0.0	58,487	0.0	19,450	0.0	39,173	0.0	14,710	0.0	26,464	0.0
	法定外目的税	38,684	0.0	60,805	0.0	-	-	-	-	108,544	0.1	-	-	5,347	0.0	-	-
	旧法による税	16,139	0.0	2,369	0.0	62,842	0.0	5,328	0.0	16,200	0.0	-	-	204	0.0	75	0.0
	合計	149,076,058	100.0	263,236,273	100.0	970,208,279	100.0	565,021,137	100.0	116,885,732	100.0	84,992,613	100.0	50,482,621	100.0	73,344,164	100.0
税交付金(歳出)	利子割交付金	614,643		1,372,845		5,444,915		2,887,576		900,915		582,465		225,622		445,416	
	配当割交付金	368,488		927,453		3,533,135		2,574,541		723,419		338,025		99,835		370,654	
	株式等譲渡所得割交付金	85,816		213,649		787,753		598,397		172,422		70,216		21,030		705,454	
	地方消費税交付金	11,717,180		26,721,120		92,944,873		50,672,195		10,842,384		8,567,062		5,674,399		7,183,487	
	ゴルフ場利用税交付金	886,482		654,183		1,137,763		3,183,051		669,795		320,234		92,432		214,892	
	特別地方消費税交付金	-		389		137		219		-		-		-		-	
	自動車取得税交付金	1,310,210		2,417,728		7,518,570		5,121,949		1,079,915		829,816		523,173		624,667	
	軽油引取税交付金	-		3,973,937		17,015,743		6,392,677		-		-		-		-	
	合計	14,982,819		36,281,304		128,382,889		71,430,605		14,388,850		10,707,818		6,636,491		9,544,570	

市町村税の状況(府県別・普通会計決算(平成23年度))

(単位:千円・%)

	滋賀県		京都府		大阪府		兵庫県		奈良県		和歌山県		鳥取県		徳島県		
	13市6町	構成比	1 政令市 14市11町村	構成比	2 政令市 31市10町村	構成比	1 政令市 28市12町	構成比	12市27町村	構成比	9市21町村	構成比	4市15町村	構成比	8市16町村	構成比	
政令市			248,619,923	100.0	768,682,628	100.0	269,848,203	100.0									
	市町村民税 個人分		76,367,252	30.7	169,429,574	22.0	87,361,830	32.4									
	市町村民税 法人分		28,485,427	11.5	126,381,629	16.4	27,222,644	10.1									
	固定資産税		102,819,553	41.4	338,499,518	44.0	113,136,897	41.9									
	市町村たばこ税		9,943,714	4.0	35,397,831	4.6	10,021,636	3.7									
	特別土地保有税			0.0	31,449	0.0	5,925	0.0									
	都市計画税		22,827,603	9.2	67,718,727	8.8	22,508,011	8.3									
	その 他		8,176,374	3.3	31,223,900	4.1	9,591,260	3.6									
市計（政令市除く）		201,097,304	100.0	133,686,145	100.0	736,024,076	100.0	584,319,421	100.0	139,178,541	100.0	105,624,651	100.0	51,820,217	100.0	81,353,324	100.0
	市町村民税 個人分	66,583,961	33.1	47,328,730	35.4	263,512,401	35.8	199,388,279	34.1	56,912,609	40.9	32,642,667	30.9	16,947,001	32.7	23,784,678	29.2
	市町村民税 法人分	21,275,889	10.6	10,171,935	7.6	52,376,185	7.1	42,237,808	7.2	8,830,652	6.3	9,564,643	9.1	4,851,150	9.4	8,723,090	10.7
	固定資産税	91,224,703	45.4	61,774,522	46.2	308,067,740	41.9	262,546,058	44.9	56,569,221	40.6	47,621,458	45.1	25,239,159	48.7	40,520,361	49.8
	市町村たばこ税	8,679,507	4.3	6,011,766	4.5	35,632,529	4.8	23,172,468	4.0	6,095,938	4.4	5,625,001	5.3	3,041,958	5.9	3,975,419	4.9
	特別土地保有税	19,779	0.0	2,271	0.0	33,863	0.0	76	0.0		0.0	424	0.0		0.0	41,696	0.1
	都市計画税	9,179,706	4.6	6,647,683	5.0	64,280,305	8.7	43,100,520	7.4	8,277,476	5.9	6,353,857	6.0	720,697	1.4	2,922,583	3.6
	その 他	4,133,759	2.1	1,749,238	1.3	12,121,053	1.6	13,874,212	2.4	2,492,645	1.8	3,816,601	3.6	1,020,252	2.0	1,385,497	1.7
町村計		13,318,911	100.0	19,263,670	100.0	24,723,400	100.0	34,273,681	100.0	31,126,115	100.0	23,256,664	100.0	15,176,319	100.0	20,846,211	100.0
	市町村民税 個人分	3,168,303	23.8	5,937,545	30.8	9,035,940	36.5	10,791,113	31.5	13,496,968	43.4	7,042,644	30.3	4,471,246	29.5	6,978,534	33.5
	市町村民税 法人分	1,904,630	14.3	1,478,828	7.7	1,408,805	5.7	2,484,711	7.2	1,399,008	4.5	1,198,185	5.2	700,116	4.6	1,335,617	6.4
	固定資産税	7,479,723	56.2	9,977,038	51.8	11,709,334	47.4	17,972,468	52.4	13,651,101	43.9	12,408,135	53.4	8,668,847	57.1	10,667,862	51.2
	市町村たばこ税	553,091	4.2	842,284	4.4	1,672,502	6.8	1,499,300	4.4	1,480,457	4.8	1,352,277	5.8	807,470	5.3	1,287,007	6.2
	特別土地保有税		0.0		0.0		0.0	50	0.0	10,240	0.0	500	0.0		0.0	56,868	0.3
	都市計画税		0.0	745,760	3.9	596,237	2.4	905,542	2.6	570,801	1.8	300,278	1.3		0.0	39,395	0.2
	その 他	213,164	1.6	282,215	1.5	300,582	1.2	620,497	1.8	517,540	1.7	954,645	4.1	528,640	3.5	480,928	2.3
合計		214,416,215	100.0	401,569,738	100.0	1,529,430,104	100.0	888,441,305	100.0	170,304,656	100.0	128,881,315	100.0	66,996,536	100.0	102,199,535	100.0
	市町村民税 個人分	69,752,264	32.5	129,633,527	32.3	441,977,915	28.9	297,541,222	33.5	70,409,577	41.3	39,685,311	30.8	21,418,247	32.0	30,763,212	30.1
	市町村民税 法人分	23,180,519	10.8	40,136,190	10.0	180,166,619	11.8	71,945,163	8.1	10,229,660	6.0	10,762,828	8.4	5,551,266	8.3	10,058,707	9.8
	固定資産税	98,704,426	46.0	174,571,113	43.5	658,276,592	43.0	393,655,423	44.3	70,220,322	41.2	60,029,593	46.6	33,908,006	50.6	51,188,223	50.1
	市町村たばこ税	9,232,598	4.3	16,797,764	4.2	72,702,862	4.8	34,693,404	3.9	7,576,395	4.4	6,977,278	5.4	3,849,428	5.7	5,262,426	5.1
	特別土地保有税	19,779	0.0	2,271	0.0	65,312	0.0	6,051	0.0	10,240	0.0	924	0.0	0	0.0	98,564	0.1
	都市計画税	9,179,706	4.3	30,221,046	7.5	132,595,269	8.7	66,514,073	7.5	8,848,277	5.2	6,654,135	5.2	720,697	1.1	2,961,978	2.9
	その 他	4,346,923	2.0	10,207,827	2.5	43,645,535	2.9	24,085,969	2.7	3,010,185	1.8	4,771,246	3.7	1,548,892	2.3	1,866,425	1.8

関西の市町村の財政指標等

都道府 県名	団体名	財政力 指数	経常収支 比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	人口 (人)	面積 (km ²)	政令指定 都市	中核市	特例市
滋賀県	大津市	0.81	88.4	10.0	53.5	337,634	464.10		○	
滋賀県	彦根市	0.75	90.6	14.2	71.5	112,156	196.84			
滋賀県	長浜市	0.59	82.7	12.9	—	124,131	680.79			
滋賀県	近江八幡市	0.68	80.5	8.5	—	81,738	177.39			
滋賀県	草津市	0.93	88.3	5.9	—	130,874	67.92			
滋賀県	守山市	0.86	85.5	7.8	—	76,560	55.73			
滋賀県	栗東市	1.01	93.9	19.9	281.8	63,655	52.75			
滋賀県	甲賀市	0.76	83.5	14.8	80.5	92,704	481.69			
滋賀県	野洲市	0.82	91.1	16.0	76.9	49,955	80.15			
滋賀県	湖南市	0.91	91.7	12.3	64.9	54,614	70.49			
滋賀県	高島市	0.42	88.4	15.9	151.8	52,486	693.00			
滋賀県	東近江市	0.71	83.1	11.5	49.4	115,479	388.58			
滋賀県	米原市	0.57	81.8	13.4	31.5	40,060	250.46			
滋賀県	日野町	0.69	81.8	12.7	91.5	22,870	117.63			
滋賀県	竜王町	1.03	89.9	18.4	122.9	12,916	44.52			
滋賀県	愛荘町	0.62	79.5	15.3	—	20,118	37.95			
滋賀県	豊郷町	0.41	84.8	6.3	—	7,566	7.82			
滋賀県	甲良町	0.41	92.7	11.8	1.4	7,500	13.62			
滋賀県	多賀町	0.66	81.4	7.4	24.1	7,761	135.93			
京都府	京都市	0.75	98.8	13.7	237.2	1,474,015	827.90	○		
京都府	福知山市	0.53	86.0	11.9	139.3	79,652	552.57			
京都府	舞鶴市	0.72	84.4	10.4	75.3	88,669	342.35			
京都府	綾部市	0.49	88.7	14.8	44.0	35,836	347.11			
京都府	宇治市	0.82	90.1	4.5	—	189,609	67.55			
京都府	宮津市	0.42	91.4	16.4	236.0	19,948	169.32			
京都府	亀岡市	0.59	94.7	14.1	151.4	92,399	224.90			
京都府	城陽市	0.67	97.7	14.6	105.7	80,037	32.74			
京都府	向日市	0.71	95.8	3.5	13.8	54,328	7.67			
京都府	長岡京市	0.85	93.8	4.0	15.5	79,844	19.18			
京都府	八幡市	0.69	95.2	2.6	30.9	74,227	24.37			
京都府	京田辺市	0.76	92.1	6.8	—	67,910	42.94			
京都府	京丹後市	0.35	90.7	15.7	110.2	59,038	501.84			
京都府	南丹市	0.35	91.7	18.9	145.5	35,214	616.31			
京都府	木津川市	0.67	91.4	12.8	79.8	69,761	85.12			
京都府	大山崎町	0.86	97.1	10.8	86.9	15,121	5.97			
京都府	久御山町	1.12	94.7	2.9	—	15,914	13.86			
京都府	井手町	0.47	108.2	4.4	—	8,447	18.02			
京都府	宇治田原町	0.67	89.9	10.5	—	9,711	58.26			
京都府	笠置町	0.26	106.9	18.4	39.3	1,626	23.57			
京都府	和束町	0.22	89.1	18.7	130.8	4,482	64.87			
京都府	精華町	0.70	89.4	15.8	150.9	35,630	25.66			
京都府	南山城村	0.27	89.2	16.8	97.9	3,078	64.21			
京都府	京丹波町	0.29	81.8	15.3	143.7	15,732	303.07			
京都府	伊根町	0.12	85.8	10.8	—	2,410	62.00			
京都府	与謝野町	0.32	87.0	16.4	150.6	23,454	107.04			
大阪府	大阪市	0.91	99.5	10.0	199.9	2,665,314	223.00	○		
大阪府	堺市	0.83	95.5	4.9	52.8	841,966	149.99	○		
大阪府	岸和田市	0.58	97.3	14.4	119.4	199,234	72.32			○
大阪府	豊中市	0.93	96.0	10.8	51.2	389,341	36.38		○	
大阪府	池田市	0.86	101.4	7.2	82.1	104,229	22.09			
大阪府	吹田市	1.01	102.3	0.4	—	355,798	36.11			○
大阪府	泉大津市	0.71	99.4	18.7	194.0	77,548	13.36			
大阪府	高槻市	0.78	91.5	▲ 0.1	—	357,359	105.31		○	
大阪府	貝塚市	0.69	99.5	13.8	104.6	90,519	43.99			
大阪府	守口市	0.79	101.0	7.7	86.9	146,697	12.73			
大阪府	枚方市	0.83	89.4	1.0	8.2	407,978	65.08			○
大阪府	茨木市	0.96	86.2	▲ 0.5	—	274,822	76.52			○
大阪府	八尾市	0.76	95.6	6.7	53.9	271,460	41.71			○
大阪府	泉佐野市	0.97	103.6	21.2	364.9	100,801	56.36			
大阪府	富田林市	0.65	94.2	1.7	—	119,576	39.66			
大阪府	寝屋川市	0.68	94.3	4.3	7.4	238,204	24.73			○
大阪府	河内長野市	0.66	97.7	10.6	—	112,490	109.61			
大阪府	松原市	0.60	99.2	9.0	120.1	124,594	16.66			
大阪府	大東市	0.82	88.3	2.7	20.0	127,534	18.27			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km2)	政令指定都市	中核市	特例市
大阪府	和泉市	0.70	94.1	4.8	41.8	184,988	84.98			
大阪府	箕面市	0.99	94.8	4.9	-	129,895	47.84			
大阪府	柏原市	0.67	92.3	9.5	58.7	74,773	25.39			
大阪府	羽曳野市	0.59	94.5	10.7	116.6	117,681	26.44			
大阪府	門真市	0.72	98.7	7.0	47.3	130,282	12.28			
大阪府	摂津市	1.06	99.4	7.9	-	83,720	14.88			
大阪府	高石市	0.87	95.6	14.7	248.4	59,572	11.35			
大阪府	藤井寺市	0.62	97.6	6.1	48.7	66,165	8.89			
大阪府	東大阪市	0.75	95.7	7.8	43.9	509,533	61.81		○	
大阪府	泉南市	0.76	92.0	9.9	166.1	64,403	48.83			
大阪府	四條畷市	0.62	97.7	11.0	67.5	57,554	18.74			
大阪府	交野市	0.73	95.1	16.6	258.4	77,686	25.55			
大阪府	大阪狭山市	0.73	94.5	10.0	16.5	58,227	11.86			
大阪府	阪南市	0.56	96.6	8.1	44.1	56,646	36.10			
大阪府	島本町	0.79	99.4	11.4	-	28,935	16.78			
大阪府	豊能町	0.59	91.2	5.0	48.4	21,989	34.37			
大阪府	能勢町	0.46	87.0	9.8	68.5	11,650	98.68			
大阪府	忠岡町	0.59	100.3	18.6	176.2	18,149	4.03			
大阪府	熊取町	0.68	93.0	9.4	48.0	45,069	17.23			
大阪府	田尻町	1.40	70.4	15.8	0.1	8,085	5.60			
大阪府	岬町	0.55	96.1	21.0	157.4	17,504	49.10			
大阪府	太子町	0.56	92.2	13.3	35.2	14,220	14.17			
大阪府	河南町	0.50	92.5	12.0	31.9	17,040	25.26			
大阪府	千早赤阪村	0.37	91.7	18.3	77.5	6,015	37.38			
兵庫県	神戸市	0.73	96.1	12.1	152.6	1,544,200	552.26	○		
兵庫県	姫路市	0.83	82.1	10.1	67.9	536,270	534.44		○	
兵庫県	尼崎市	0.83	94.5	12.4	166.8	453,748	50.20		○	
兵庫県	明石市	0.76	93.6	8.4	66.5	290,959	49.25			○
兵庫県	西宮市	0.87	95.3	9.8	65.4	482,640	99.96		○	
兵庫県	洲本市	0.47	89.8	15.7	134.0	47,254	182.48			
兵庫県	芦屋市	0.91	98.7	13.0	148.3	93,238	18.47			
兵庫県	伊丹市	0.86	99.8	7.5	60.7	196,127	24.97			
兵庫県	相生市	0.57	91.7	12.2	141.6	31,158	90.46			
兵庫県	豊岡市	0.40	87.4	18.3	153.4	85,592	697.66			
兵庫県	加古川市	0.87	87.4	8.3	37.3	266,937	138.51			○
兵庫県	赤穂市	0.72	87.6	11.7	161.3	50,523	126.88			
兵庫県	西脇市	0.52	89.8	12.1	97.2	42,802	132.47			
兵庫県	宝塚市	0.88	97.8	9.1	64.6	225,700	101.80			○
兵庫県	三木市	0.69	92.8	12.3	42.6	81,009	176.58			
兵庫県	高砂市	0.93	86.7	8.8	81.8	93,901	34.40			
兵庫県	川西市	0.77	97.4	11.4	160.9	156,423	53.44			
兵庫県	小野市	0.68	86.4	12.2	-	49,680	92.92			
兵庫県	三田市	0.83	93.9	12.2	-	114,216	210.22			
兵庫県	加西市	0.60	87.2	17.1	103.7	47,993	150.95			
兵庫県	篠山市	0.44	100.7	22.7	247.1	43,263	377.61			
兵庫県	養父市	0.24	86.4	16.5	121.1	26,501	422.78			
兵庫県	丹波市	0.44	84.1	13.1	58.7	67,757	493.28			
兵庫県	南あわじ市	0.45	84.2	16.1	158.7	49,834	229.23			
兵庫県	朝来市	0.46	86.6	17.0	96.0	32,814	402.98			
兵庫県	淡路市	0.35	87.3	22.7	269.3	46,459	184.28			
兵庫県	宍粟市	0.38	93.9	19.9	180.7	40,938	658.60			
兵庫県	加東市	0.77	82.8	14.5	-	40,181	157.49			
兵庫県	たつの市	0.59	87.0	15.7	83.2	80,518	210.93			
兵庫県	猪名川町	0.64	88.6	4.1	-	31,739	90.41			
兵庫県	多可町	0.35	95.3	15.6	46.8	23,104	185.15			
兵庫県	稲美町	0.74	83.3	9.8	49.5	31,026	34.96			
兵庫県	播磨町	0.87	88.3	4.9	-	33,183	9.09			
兵庫県	市川町	0.42	86.8	16.9	134.0	13,288	82.70			
兵庫県	福崎町	0.75	87.9	13.3	136.6	19,830	45.82			
兵庫県	神河町	0.48	92.9	19.7	82.4	12,289	202.27			
兵庫県	太子町	0.69	88.8	13.2	75.0	33,438	22.62			
兵庫県	上郡町	0.56	95.4	16.3	260.6	16,636	150.28			
兵庫県	佐用町	0.35	82.7	14.2	69.4	19,265	307.51			
兵庫県	香美町	0.28	90.7	20.7	182.0	19,696	369.08			
兵庫県	新温泉町	0.27	89.8	18.6	163.8	16,004	241.00			
奈良県	奈良市	0.76	98.9	14.0	204.0	366,591	276.84		○	
奈良県	大和高田市	0.50	95.1	14.7	112.9	68,451	16.49			
奈良県	大和郡山市	0.70	91.0	11.5	151.0	89,023	42.68			

都道府 県名	団体名	財政力 指数	経常収支 比率	実質公債 費比率	将来負担 比率	人口 (人)	面積 (km ²)	政令指定 都市	中核市	特例市
奈良県	天理市	0.59	99.6	10.5	104.5	69,178	86.37			
奈良県	橿原市	0.69	96.1	10.0	105.5	125,605	39.52			
奈良県	桜井市	0.54	99.7	11.6	109.6	60,146	98.92			
奈良県	五條市	0.35	93.2	16.3	162.4	34,460	292.05			
奈良県	御所市	0.41	95.3	19.0	195.0	30,287	60.58			
奈良県	生駒市	0.82	92.4	4.8	—	118,113	53.18			
奈良県	香芝市	0.68	89.0	22.1	218.1	75,227	24.23			
奈良県	葛城市	0.59	82.2	10.1	65.1	35,859	33.73			
奈良県	宇陀市	0.32	92.8	19.4	197.6	34,227	247.62			
奈良県	山添村	0.31	92.5	18.7	14.6	4,107	66.56			
奈良県	平群町	0.53	93.5	13.8	211.9	19,727	23.90			
奈良県	三郷町	0.51	87.3	6.7	—	23,440	8.80			
奈良県	斑鳩町	0.58	92.3	7.4	17.9	27,734	14.27			
奈良県	安堵町	0.38	94.7	10.1	1.4	7,929	4.33			
奈良県	川西町	0.49	86.9	16.1	5.5	8,653	5.94			
奈良県	三宅町	0.32	93.1	10.8	39.4	7,440	4.07			
奈良県	田原本町	0.56	88.6	10.1	63.2	32,121	21.10			
奈良県	曽爾村	0.12	93.6	19.5	13.9	1,895	47.84			
奈良県	御杖村	0.11	87.7	12.4	—	2,102	79.63			
奈良県	高取町	0.35	89.6	14.6	168.8	7,657	25.77			
奈良県	明日香村	0.24	90.6	17.7	44.6	5,856	24.08			
奈良県	上牧町	0.46	88.9	20.1	226.9	23,728	6.14			
奈良県	王寺町	0.62	94.4	15.7	—	22,182	7.00			
奈良県	広陵町	0.59	93.1	15.7	113.8	33,070	16.33			
奈良県	河合町	0.54	96.8	17.8	253.8	18,531	8.27			
奈良県	吉野町	0.26	93.8	12.3	97.8	8,642	95.65			
奈良県	大淀町	0.46	87.9	8.1	—	19,176	38.06			
奈良県	下市町	0.24	91.6	15.7	120.6	7,020	62.01			
奈良県	黒滝村	0.11	99.3	11.6	—	840	47.71			
奈良県	天川村	0.13	84.9	11.9	78.7	1,572	175.70			
奈良県	野迫川村	0.11	89.4	15.3	57.1	524	155.03			
奈良県	十津川村	0.23	78.7	6.1	—	4,107	672.35			
奈良県	下北山村	0.22	91.7	17.9	—	1,039	133.53			
奈良県	上北山村	0.13	88.5	12.6	4.8	683	274.05			
奈良県	川上村	0.12	86.8	8.4	—	1,643	269.16			
奈良県	東吉野村	0.13	88.8	15.9	62.5	2,143	131.60			
和歌山県	和歌山市	0.80	94.5	11.6	148.3	370,364	209.23		○	
和歌山県	海南市	0.61	91.4	13.9	131.1	54,783	101.19			
和歌山県	橋本市	0.50	95.7	12.5	161.4	66,361	130.31			
和歌山県	有田市	0.55	88.6	15.3	61.8	30,592	36.92			
和歌山県	御坊市	0.52	96.8	13.3	116.2	26,111	43.93			
和歌山県	田辺市	0.38	88.1	14.2	65.4	79,119	1,026.77			
和歌山県	新宮市	0.38	96.1	12.6	86.4	31,498	255.43			
和歌山県	紀の川市	0.47	90.2	11.3	44.3	65,840	228.24			
和歌山県	岩出市	0.64	82.5	6.8	7.0	52,882	38.50			
和歌山県	紀美野町	0.24	91.9	14.5	148.2	10,391	128.31			
和歌山県	かつらぎ町	0.38	94.0	13.8	131.0	18,230	151.73			
和歌山県	九度山町	0.22	91.9	16.1	101.1	4,963	44.12			
和歌山県	高野町	0.21	92.7	10.6	—	3,975	137.08			
和歌山県	湯浅町	0.34	91.6	12.8	160.6	13,210	20.80			
和歌山県	広川町	0.31	85.4	6.8	—	7,714	65.31			
和歌山県	有田川町	0.33	86.5	13.5	66.3	27,162	351.77			
和歌山県	美浜町	0.31	91.5	8.6	40.5	8,077	12.79			
和歌山県	日高町	0.29	92.0	11.0	44.8	7,432	46.42			
和歌山県	由良町	0.39	84.2	11.1	112.8	6,508	30.74			
和歌山県	印南町	0.32	79.5	8.8	—	8,606	113.63			
和歌山県	みなべ町	0.32	81.0	18.1	114.0	13,470	120.26			
和歌山県	日高川町	0.22	86.4	17.9	98.1	10,509	331.65			
和歌山県	白浜町	0.49	92.4	10.4	87.1	22,696	201.04			
和歌山県	上富田町	0.46	89.5	18.3	139.3	14,807	57.49			
和歌山県	すさみ町	0.18	86.7	11.1	6.5	4,730	174.71			
和歌山県	那智勝浦町	0.37	88.0	7.1	34.0	17,080	183.45			
和歌山県	太地町	0.21	87.0	5.6	—	3,250	5.96			
和歌山県	古座川町	0.13	80.0	8.9	—	3,103	294.52			
和歌山県	北山村	0.13	86.1	6.2	—	486	48.21			
和歌山県	串本町	0.29	91.2	9.4	81.7	18,249	135.78			
鳥取県	鳥取市	0.52	82.9	16.0	117.2	197,449	765.66			○
鳥取県	米子市	0.66	93.3	20.8	179.0	148,271	132.21			

都道府県名	団体名	財政力指数	経常収支比率	実質公債費比率	将来負担比率	人口(人)	面積(km ²)	政令指定都市	中核市	特例市
鳥取県	倉吉市	0.43	92.5	17.7	137.2	50,720	272.15			
鳥取県	境港市	0.50	91.2	17.2	102.3	35,259	28.82			
鳥取県	岩美町	0.28	88.6	13.5	63.9	12,362	122.38			
鳥取県	若桜町	0.13	83.5	12.2	16.5	3,873	199.31			
鳥取県	智頭町	0.21	78.2	14.0	81.8	7,718	224.61			
鳥取県	八頭町	0.24	84.2	11.8	77.5	18,427	206.71			
鳥取県	三朝町	0.25	85.6	15.2	8.3	7,015	233.46			
鳥取県	湯梨浜町	0.28	86.7	17.2	94.0	17,029	77.95			
鳥取県	琴浦町	0.35	90.0	15.3	159.9	18,531	139.92			
鳥取県	北栄町	0.33	88.1	20.2	147.4	15,442	57.15			
鳥取県	日吉津村	0.83	83.6	11.6	38.0	3,339	4.16			
鳥取県	大山町	0.27	86.5	17.1	49.9	17,491	189.79			
鳥取県	南部町	0.26	84.6	15.2	77.1	11,536	114.03			
鳥取県	伯耆町	0.33	89.4	14.6	51.9	11,621	139.45			
鳥取県	日南町	0.13	89.3	13.7	—	5,460	340.87			
鳥取県	日野町	0.17	86.1	22.6	81.0	3,745	134.02			
鳥取県	江府町	0.33	88.8	19.6	102.0	3,379	124.66			
徳島県	徳島市	0.81	93.8	7.2	69.5	264,548	191.68			
徳島県	鳴門市	0.65	92.7	15.5	124.3	61,513	135.46			
徳島県	小松島市	0.54	93.3	17.6	120.9	40,614	45.30			
徳島県	阿南市	0.89	85.1	9.6	—	76,063	279.54			
徳島県	吉野川市	0.41	87.1	13.5	94.0	44,020	144.19			
徳島県	阿波市	0.37	81.1	9.4	15.3	39,247	190.97			
徳島県	美馬市	0.30	86.4	11.5	72.9	32,484	367.38			
徳島県	三好市	0.21	88.2	13.3	48.1	29,951	721.48			
徳島県	勝浦町	0.24	75.9	8.2	—	5,765	69.80			
徳島県	上勝町	0.12	85.7	6.3	—	1,783	109.68			
徳島県	佐那河内村	0.15	74.4	14.8	—	2,588	42.30			
徳島県	石井町	0.51	89.0	9.0	—	25,954	28.83			
徳島県	神山町	0.22	74.3	6.5	—	6,038	173.31			
徳島県	那賀町	0.19	78.8	13.7	—	9,318	694.86			
徳島県	牟岐町	0.19	84.2	6.2	49.9	4,826	56.57			
徳島県	美波町	0.19	84.0	8.0	—	7,765	140.85			
徳島県	海陽町	0.18	73.4	9.1	—	10,446	327.58			
徳島県	松茂町	0.92	78.8	3.6	—	15,070	13.94			
徳島県	北島町	0.76	79.0	6.0	0.8	21,658	8.77			
徳島県	藍住町	0.68	82.2	7.3	3.0	33,338	16.27			
徳島県	板野町	0.49	88.4	12.5	—	14,241	36.18			
徳島県	上板町	0.42	87.2	12.6	17.0	12,727	34.51			
徳島県	つるぎ町	0.20	89.0	11.3	57.6	10,490	194.80			
徳島県	東みよし町	0.29	89.4	14.1	36.2	15,044	122.55			
関西合計	241	0.53				22,277,331	34,995.06	4	9	10
滋賀県	19	0.72	86.4	12.0	48.2	1,410,777	4,017.36	0	1	0
京都府	26	0.56	95.3	12.4	164.8	2,636,092	4,608.40	1	0	0
大阪府	43	0.74	97.0	7.9	102.9	8,865,245	1,901.42	2	3	6
兵庫県	41	0.62	92.4	12.0	111.6	5,588,133	8,396.39	1	3	3
奈良県	39	0.41	94.1	13.1	121.8	1,400,728	3,691.09	0	1	0
和歌山県	30	0.37	91.1	12.2	99.4	1,002,198	4,726.29	0	1	0
鳥取県	19	0.34	87.4	17.0	113.3	588,667	3,507.31	0	0	1
徳島県	24	0.41	87.5	10.3	29.1	785,491	4,146.80	0	0	0

※ 人口は平成22年国勢調査、面積は平成24年全国都道府県市区町村別面積調に基づく。境界未定の地域がある市町村の面積は、総務省自治行政局市町村体制整備課発行「全国市町村要覧 平成24年版」の便宜上の概算数値を記載。

※ 政令指定都市・中核市・特例市の区分は平成24年4月1日現在。

※ 財政指標は平成23年度決算に基づく。関西合計及び各府県については、財政力指数は単純平均、経常収支比率・実質公債費比率・将来負担比率は加重平均である。

$$\text{○財政力指数} = \frac{\text{基準財政収入額}}{\text{基準財政需要額}}$$

※過去3年間の平均値で算出

$$\text{○経常収支比率} = \frac{\text{人件費、扶助費、公債費等に充当した一般財源等}}{\text{経常一般財源等（地方税・普通交付税等）＋減収補填債特例分＋臨時財政対策債}} \times 100$$

$$\text{○実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金等－（特定財源＋元利償還金等に係る基準財政需要額算入額）}}{\text{標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

※過去3年間の平均値で算出。

$$\text{○将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額－（充当可能基金額＋特定財源見込額＋地方債に係る基準財政需要額算入見込額）}}{\text{標準財政規模－元利償還金等に係る基準財政需要額算入額}} \times 100$$

関西の地域別将来推計人口

	平成22(2010)年		平成27(2015)年		平成32(2020)年		増減率 H22→H32	平成37(2025)年		平成42(2030)年		平成47(2035)年		平成52(2040)年		増減率 H22→H52
	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率		推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	推計人口	比率	
滋賀県	1,410,777		1,419,654		1,414,000		0.2%	1,398,322		1,375,179		1,345,284		1,309,300		-7.2%
65歳以上	291,814	20.7%	343,739	24.2%	372,421	26.3%		384,696	27.5%	394,802	28.7%	406,054	30.2%	428,941	32.8%	
75歳以上	141,912	10.1%	161,776	11.4%	187,130	13.2%		223,662	16.0%	239,569	17.4%	241,081	17.9%	242,383	18.5%	
京都府	2,636,092		2,614,519		2,566,846		-2.6%	2,499,460		2,418,108		2,325,138		2,223,586		-15.6%
65歳以上	616,952	23.4%	730,729	27.9%	768,685	29.9%		769,725	30.8%	771,665	31.9%	781,035	33.6%	809,144	36.4%	
75歳以上	292,142	11.1%	347,042	13.3%	407,965	15.9%		483,506	19.3%	494,721	20.5%	476,809	20.5%	467,069	21.0%	
大阪府	8,865,245		8,808,282		8,648,899		-2.4%	8,410,039		8,118,391		7,793,928		7,453,526		-15.9%
65歳以上	1,984,854	22.4%	2,345,351	26.6%	2,466,902	28.5%		2,457,235	29.2%	2,476,091	30.5%	2,551,871	32.7%	2,684,737	36.0%	
75歳以上	842,898	9.5%	1,070,197	12.1%	1,303,902	15.1%		1,527,801	18.2%	1,549,127	19.1%	1,479,034	19.0%	1,471,843	19.7%	
兵庫県	5,588,133		5,532,477		5,421,943		-3.0%	5,268,695		5,088,284		4,887,804		4,673,709		-16.4%
65歳以上	1,289,876	23.1%	1,501,342	27.1%	1,587,699	29.3%		1,599,663	30.4%	1,611,952	31.7%	1,638,796	33.5%	1,700,273	36.4%	
75歳以上	604,460	10.8%	710,427	12.8%	827,542	15.3%		966,343	18.3%	999,667	19.6%	976,744	20.0%	967,997	20.7%	
奈良県	1,400,728		1,370,353		1,330,085		-5.0%	1,279,718		1,222,563		1,160,609		1,096,162		-21.7%
65歳以上	336,259	24.0%	392,214	28.6%	415,940	31.3%		417,066	32.6%	414,814	33.9%	412,976	35.6%	417,107	38.1%	
75歳以上	155,355	11.1%	183,102	13.4%	216,069	16.2%		253,921	19.8%	263,328	21.5%	254,426	21.9%	246,834	22.5%	
和歌山県	1,002,198		961,378		917,238		-8.5%	869,182		819,680		769,428		719,427		-28.2%
65歳以上	274,192	27.4%	300,566	31.3%	307,484	33.5%		302,906	34.8%	296,484	36.2%	288,879	37.5%	286,868	39.9%	
75歳以上	140,781	14.0%	152,537	15.9%	165,419	18.0%		183,735	21.1%	185,902	22.7%	179,425	23.3%	173,248	24.1%	
鳥取県	588,667		567,193		544,484		-7.5%	519,861		494,364		468,146		441,038		-25.1%
65歳以上	155,133	26.4%	169,983	30.0%	178,214	32.7%		178,855	34.4%	175,360	35.5%	169,940	36.3%	168,467	38.2%	
75歳以上	85,976	14.6%	90,386	15.9%	93,967	17.3%		104,817	20.2%	110,609	22.4%	110,048	23.5%	105,551	23.9%	
徳島県	785,491		755,619		722,519		-8.0%	686,332		648,962		610,592		571,016		-27.3%
65歳以上	212,423	27.0%	236,255	31.3%	247,105	34.2%		245,950	35.8%	239,662	36.9%	232,391	38.1%	229,820	40.2%	
75歳以上	115,480	14.7%	123,360	16.3%	129,177	17.9%		146,009	21.3%	152,958	23.6%	150,081	24.6%	142,640	25.0%	
計	22,277,331		22,029,475		21,566,014		-3.2%	20,931,609		20,185,531		19,360,929		18,487,764		-17.0%
65歳以上	5,161,503	23.2%	6,020,179	27.3%	6,344,450	29.4%		6,356,096	30.4%	6,380,830	31.6%	6,481,942	33.5%	6,725,357	36.4%	
75歳以上	2,379,004	10.7%	2,838,827	12.9%	3,331,171	15.4%		3,889,794	18.6%	3,995,881	19.8%	3,867,648	20.0%	3,817,565	20.6%	
全国	128,057,000		126,597,000		124,100,000		-3.1%	120,659,000		116,618,000		112,124,000		107,276,000		-16.2%
65歳以上	29,484,000	23.0%	33,952,000	26.8%	36,124,000	29.1%		36,574,000	30.3%	36,849,000	31.6%	37,407,000	33.4%	38,678,000	36.1%	
75歳以上	14,194,000	11.1%	16,458,000	13.0%	18,790,000	15.1%		21,786,000	18.1%	22,784,000	19.5%	22,454,000	20.0%	22,230,000	20.7%	

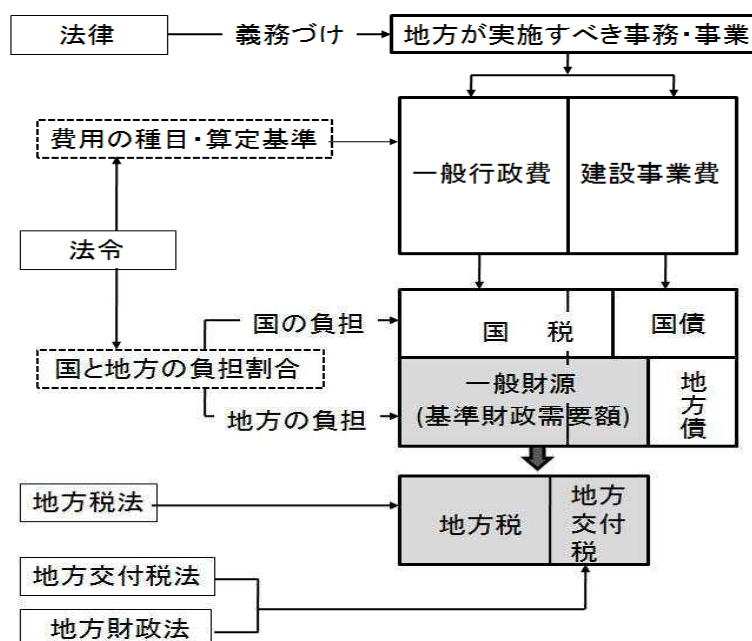
※都道府県別推計人口は「日本の地域別将来推計人口(平成25(2013)年3月推計)」より、全国推計人口は「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」より(いずれも国立社会保障・人口問題研究所による)。全国推計人口は千人単位の統計となっている。

道州制における地方税財政制度

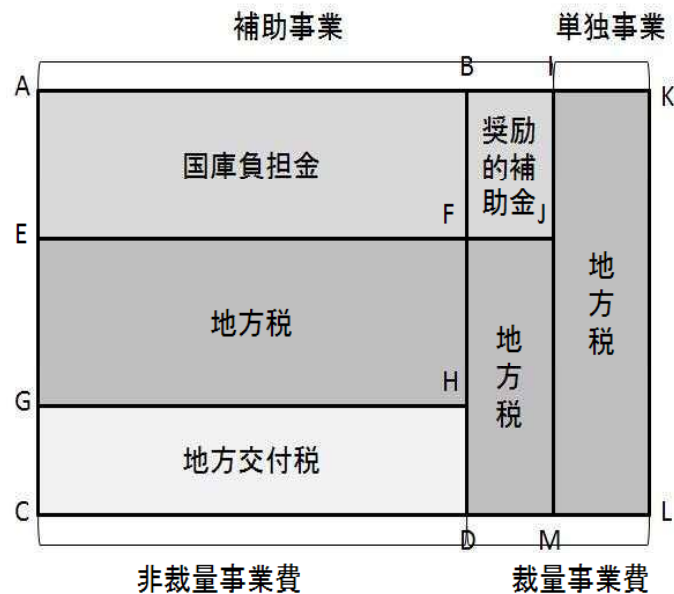
平成25年11月18日
関西学院大学
林宜嗣



I 現行の地方税財政システム



Ⅱ 地方税財政改革はシステム全体を見通す必要あり



3

地方税財政制度は、自治体行政の「財源調達」という一側面にすぎない

どのような役割を担い、そのために必要な費用はどの程度かを決めずに財源調達を論ずると、「原則論」の域を出ることはできない。

- 州の自治を尊重するためにも、できるかぎり自主財源(税)で財源を賄うべき。
- その際、税は安定的、応益的、普遍的等(地方税原則)な特徴を備えるべき。
- それでも地域間格差が生じる場合には、財政調整で格差是正を行うべき。
- 財政調整は地方分権的な「水平的財政調整」が望ましい。

これでは具体的な制度設計を行えない。
制度設計には量的分析(シミュレーション)が不可欠。

4

Ⅲ 具体的な制度設計を行うために先決すべき論点

論点Ⅰ：州はどのような役割を担うべきか？

◆国と地方の税源配分と機能配分はセットで

ねらいは単にマクロベースで地方の歳出と税収を一致させることではなく、「受益」と「負担」を一致させること。

税体系、地方税の構造も受益を考慮したものになるべき。

その際、役割として、企画立案（意思決定）機能としてとらえるべき。実施主体としてであれば、歳出の自由度はなく、したがって、財源は税でなくても良い。

5

論点Ⅱ：国と地方（州）の関係をどうするのか？

財政の本来の姿は「量出制入」：国の財政はそうになっている。

しかし、地方財政の現状は「事務・事業の義務付け」＋「量入制出」

「融合型」から「分離型」に変更するのか？

政策目標（例えば、外国人観光客を増やす）を実現することを考えてみる。

観光産業の主役は民間、公共部門は環境整備

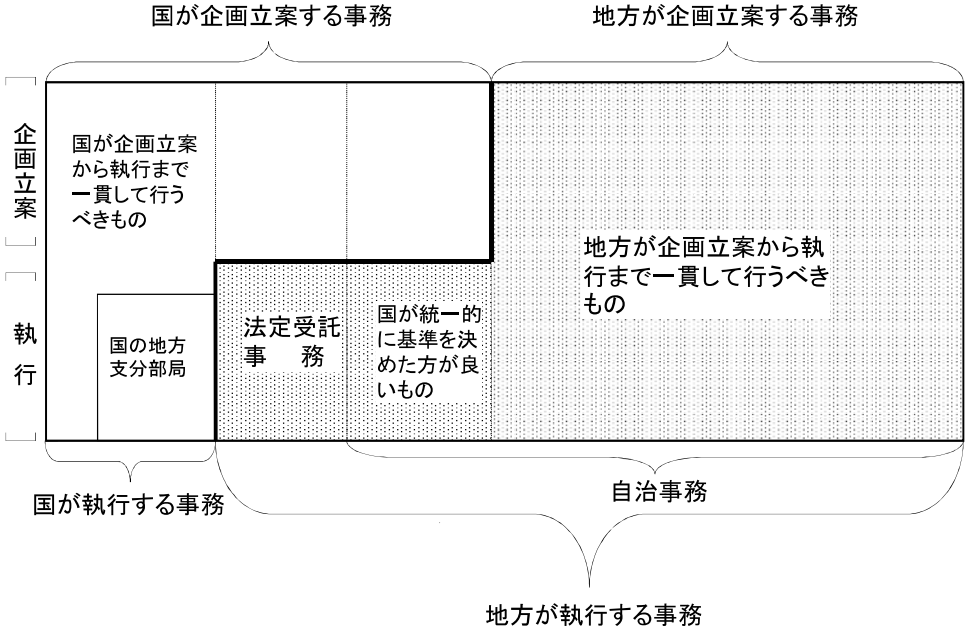
環境整備は国、広域自治体、基礎自治体がそれぞれ最も適した役割を担うべき（他の行政分野も同様）。

国が担う役割は、国自らが実施するのか？地方との契約を結んで地方が国に代わって実施するのか？

これによって、財源調達のあり方は違ってくる。

6

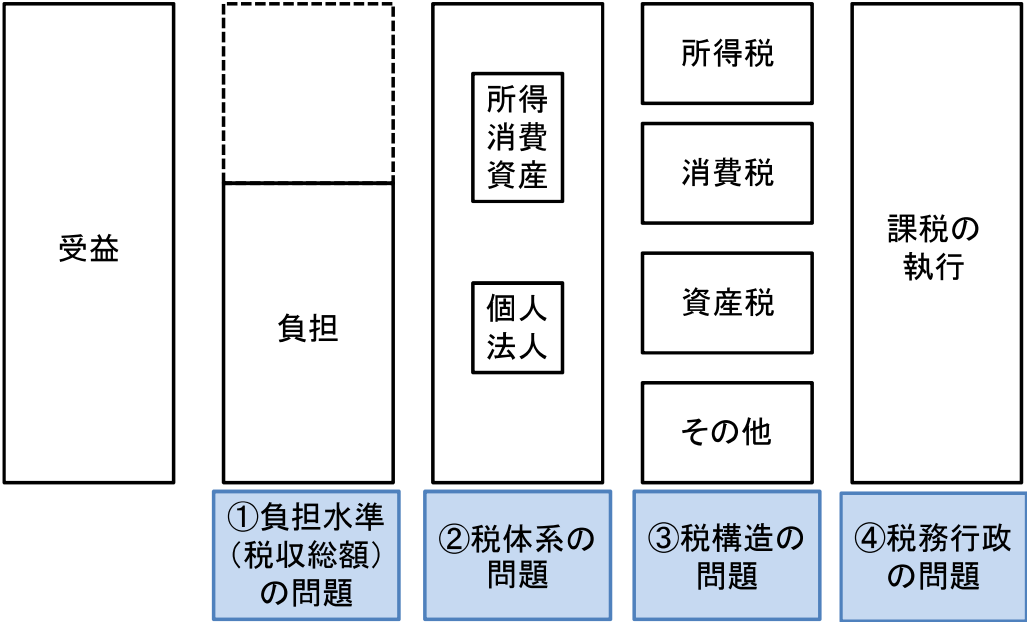
国と地方の関係(望ましい姿)



国の仕事を地方が肩代わりするときは、「契約」によるべき。

7

論点Ⅲ：地方税改革といっても複数の段階がある



どの段階の改革を実現しようとしているのかを明確に。

8

論点Ⅳ：税収格差の是正は税制改革の目標か？

実態経済の格差拡大は法人二税の格差拡大に直結
格差是正のためには、分割基準の操作が必要。
現行課税制度を残したままで分割基準を操作するのは限界。

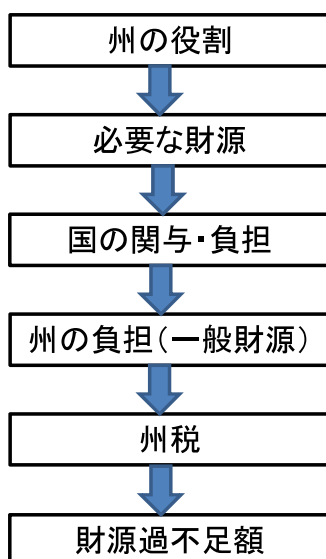
都道府県別に見た人口と労働力人口の将来予測増減率
(2010～35) (単位:%)

	人口増減率			人口増減率			人口増減率	
	総人口	労働力		総人口	労働力		総人口	労働力
北海道	-21.6	-33.2	石川県	-18.2	-27.9	岡山県	-14.3	-22.5
青森県	-26.9	-38.6	福井県	-17.8	-26.5	広島県	-16.8	-26.6
岩手県	-24.9	-34.8	山梨県	-16.5	-25.7	山口県	-26.1	-35.7
宮城県	-16	-26	長野県	-19.4	-27.9	徳島県	-23.2	-32.4
秋田県	-31.7	-42.9	岐阜県	-16.4	-25.7	香川県	-20.8	-30.8
山形県	-23.9	-32.3	静岡県	-14.5	-25.4	愛媛県	-23.2	-32.9
福島県	-21.1	-30.5	愛知県	-3.6	-12.5	高知県	-25.1	-33.6
茨城県	-17.6	-29	三重県	-14.3	-22.9	福岡県	-12.1	-21.6
栃木県	-13.5	-24	滋賀県	-2.8	-10.9	佐賀県	-17.8	-26.2
群馬県	-16.1	-25.9	京都府	-14.1	-23.3	長崎県	-24.5	-34.4
埼玉県	-11.3	-24.2	大阪府	-16.3	-27.2	熊本県	-18	-27.2
千葉県	-9.2	-22.6	兵庫県	-14.2	-24.8	大分県	-19.8	-28.8
東京都	0.9	-9.1	奈良県	-22.3	-33.9	宮崎県	-20.9	-31.7
神奈川県	-3	-14.7	和歌山県	-28.8	-38.5	鹿児島県	-20.8	-29.4
新潟県	-22.9	-32.3	鳥取県	-18.5	-25.9	沖縄県	4.4	-2.8
富山県	-20.9	-30.8	島根県	-25.3	-33.1	全国	-13.4	-23.5

資料) 国立社会保障・人口問題研究所(07年5月推計)
労働力人口は社人研の年齢階級別人口予測から林が推計。

9

論点Ⅴ：財政調整は最終結果として答えが出るもの



財源保障すべき行政水準は？

標準行政

ミニマム行政: ミニマムを超える部分には財政力格差の影響が及ぶ。

「税収格差のみを是正すべき」という主張は正しいのか？

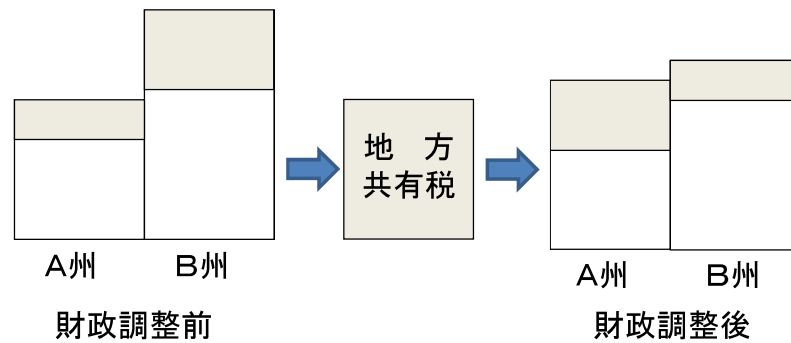
どの水準で調整(均等化)するかは、結局、行政サービス水準によって決まる。

10

論点Ⅵ：財政調整（州間、市町村間）はどこが担うべきか？

水平的財政調整制度の導入：財源は州共有税で

オーストラリアのGST (Goods and Service Tax) 交付金が参考に。



州の代表からなる財政調整委員会で配分を決定

平成 25 年 11 月 18 日

課税自主権と租税競争・租税回避 —米国州法人税を例として—

大阪学院大学 村上 睦

米国の州政府 独自の課税権・・・課税方式・税率・課税ベースが州によって異なる

米国州法人税における州間租税関係

多州間取引を行う法人の各州内での所得をいかに算定するか

法人の所得の発生場所はどこか

どの課税管轄区域が課税権を有するか

複数の課税管轄区域間にいかに課税権を割り当てるか

個別会計方式 定式配賦方式 特定配分方式

全米租税協会 個別会計方式から定式配賦方式への移行を提案

定式配賦方式の統一化

＊UDITPA (The Uniform Division of Income for Tax Purposes Act) 1957 年

州間における課税所得の配賦のモデル法 (定式配賦方式の統一化問題を各州の自発的努力を通じて解決をめざす)

事業所得は資産要素、給与要素、売上高要素の 3 要素を均等にウェイト付けして配分することを規定

不統一の場合の弊害 ①コンプライアンス・コストが多額 ②課税ベースの過剰配賦と過少配賦を通じた重複課税、過少課税 ③徴税当局(租税輸出、自州企業の優遇、企業誘致)・納税者(タックス・プランニング戦略)双方に誘因

＊連邦において下院法案で 2 要素方式が主張された 1966 年

州際通商課税特別委員会(下院) 1965 年

＊多州間租税協定 (The Multistate Tax Compact MTC) 1966 年

州際課税分野における連邦法の成立が州の財政自主権の浸食をもたらすことへの反発から、州レベルで制定 多州間租税委員会の設立

多州間租税委員会が UDITPA の採用を勧告 1994 年 25 州で採用

連邦対州の財政主権を巡る対立は州の自発的な解決という結果となり、課税方法・税法上の解釈は州税務当局に委ねられることとなった。その結果、州の側では、租税競争、納税

者の側では、タックス・プランニング戦略が可能となったとされている。

租税競争 経済停滞に伴う租税競争

① 配賦方式の変更 売上高要素にダブルウェイトをおく方式

州内法人 多くの資産、多額の給与 州内法人の税負担の軽減

州外法人 販売活動が主で、資産や給与は少ない 州外法人に多額の課税

州内に企業立地の誘因 州外法人への差別的課税…近隣窮乏化政策と非難

売上高のみの1要素方式をとる州の増加 例 テキサス州（MTCは批准）

② スローバック条項の不採用

州内の製造業者に競争上の優位を与える目的

タックス・プランニング戦略 多州間で展開している企業全体の税負担総額の最小化

個別独立会計の場合

* 低収益部門を高税率州に移転

* 州内で稼得された所得をタックスヘイブン州の子会社に付け替える

* 無形資産や株式・債権をタックスヘイブン州の子会社に移転

* タックスヘイブン州の子会社が高税率州の法人に貸し付け、利子を受け取る

定式配賦方式の場合

* 仕向地州で法人税が課されない場合売上高要素のスローバック条項のない州から搬送

* 高税率州から低税率州へ在庫を保管する部門を移す

* 低税率州で、3要素の割合を高める

租税競争と租税回避防止の綱引き

例 ウィスコンシン州は2009年から個別独立会計から合算申告に変更

二重課税・過少課税の排除には統一化が条件

「最も必要とされるのは共通のルールであり、どのルールが選択されるべきかということ
ことは同一のルールを採用すべきということより重要でない」

「統一性が科学的な正確性に勝る」

参考文献

- ・村上 睦（1990）「移転価格税制とユニタリー・タックス」 石 弘光編著『グローバル化と財政』 有斐閣。
- ・伊藤公哉（2011）「法人所得税の課税管轄権—チャールズ E. マクルーア著『歴史の長い影：アメリカ合衆国及び欧州連合の法人所得税に関する主権、租税帰属、立法と司法判断』の紹介と分析」 『横浜国際社会科学研究』第 16 巻第 1 号。
- ・伊藤公哉（2012）「企業グループの連結・合算範囲—アメリカ合衆国の州法人所得税の検討」法と経済学会 2012 年度全国大会
- ・小泉和重（1995）「アメリカ政府間租税関係と州法人税—一定式配賦方式を対象に—」『アドミニストレーション』第 2 巻 4 号。
- ・税務アップデート | KPMG | US
<http://www.kpmg.com/us/en/industry/japanese-practice/pages/2011-issue4-article5-jp>